

会津高田町史

第六卷

民俗 各論編Ⅱ

凡例

一 本書は『会津高田町史』全七巻の第六巻『民俗 各論編Ⅱ』である。

二 本書の内容は平成十年度から平成十二年度に行つた民俗合同調査と各執筆員が個別に行つた民俗調査によつて得た資料にもとづくものである。

三 民俗調査は執筆員が担当した各分野ごとに、聞き取りを主体として、地域社会における生活の実相と特質を把握することに重点をおいて実施した。また文書資料等も活用した。

四 本書の記述対象地域は会津高田町全域及びその周辺地域であるが、必要に応じて範囲を広げている。

五 本書の表記は、常用漢字、現代仮名遣いを原則としたが、引用文や歴史的用語、その他必要と思われるものは、この限りでない。

六 執筆者氏名は、各章または各節等の末尾に【】内に入れ明確にした。

七 文献のうち引用した刊本には『』を付すか、巻末に記載した。

八 本書に使用した写真は、編纂事務局及び各執筆員が撮影したが、一部協力者から借用、複写し掲載したものがある。

九 本書の調査・執筆編集にあたり、多くの町民の方々、関係機関等のご協力をいたしました。巻末に明記し、感謝と敬意を表する。

目次

口絵

序例

序 章 会津高田町の民俗文化

序

一 民俗とくらしの場

二 暮しを支える

三 暮しづくり

四 暮しの折り目

五 暮しの中の冠婚葬祭

六 暮しの中のことばと芸能
七 暮しの中のことばと芸能

八 本章の構成

序

第一章 くらしを支える

第二章 畜作

第三章 交通

第四章 住居

第五章 飲食

第六章 産業

第七章 文化

第八章 伝統

第九章 まちづくり

第十章 まちづくり

第十一章 まちづくり

第十二章 まちづくり

第十三章 まちづくり

第十四章 まちづくり

第十五章 まちづくり

第十六章 まちづくり

第十七章 まちづくり

第三節 その他の作物	59
第四節 養蚕	71
第五節 林業	77
第六節 山菜	86
第七節 狩猟	88
狩猟の種類と獵期・場所／クマ猟／ウサギ猟 など／鳥猟／猟友会／鷺魂碑／マタギ文書	99
第八節 川漁	105
漁法／漁場／漁具	116
第九節 諸職	105
第十節 交易	105
市／行商／物々交換／無人販売／出買い・ 節買い／店舗と商売用具／決済の方法	116
第十一節 道路・交通	133

第一章 くらしを支える	35
第二章 畜作	37
第三章 交通	37
第四章 住居	49
第五章 飲食	37
第六章 産業	35
第七章 文化	35
第八章 伝統	35
第九章 まちづくり	35
第十章 まちづくり	35
第十一章 まちづくり	35
第十二章 まちづくり	35
第十三章 まちづくり	35
第十四章 まちづくり	35
第十五章 まちづくり	35
第十六章 まちづくり	35
第十七章 まちづくり	35

第一章 くらしを支える	35
第二章 畜作	37
第三章 交通	37
第四章 住居	49
第五章 飲食	37
第六章 産業	35
第七章 文化	35
第八章 伝統	35
第九章 まちづくり	35
第十章 まちづくり	35
第十一章 まちづくり	35
第十二章 まちづくり	35
第十三章 まちづくり	35
第十四章 まちづくり	35
第十五章 まちづくり	35
第十六章 まちづくり	35
第十七章 まちづくり	35

第一章 くらしを支える	35
第二章 畜作	37
第三章 交通	37
第四章 住居	49
第五章 飲食	37
第六章 産業	35
第七章 文化	35
第八章 伝統	35
第九章 まちづくり	35
第十章 まちづくり	35
第十一章 まちづくり	35
第十二章 まちづくり	35
第十三章 まちづくり	35
第十四章 まちづくり	35
第十五章 まちづくり	35
第十六章 まちづくり	35
第十七章 まちづくり	35

第一章 くらしを支える	35
第二章 畜作	37
第三章 交通	37
第四章 住居	49
第五章 飲食	37
第六章 産業	35
第七章 文化	35
第八章 伝統	35
第九章 まちづくり	35
第十章 まちづくり	35
第十一章 まちづくり	35
第十二章 まちづくり	35
第十三章 まちづくり	35
第十四章 まちづくり	35
第十五章 まちづくり	35
第十六章 まちづくり	35
第十七章 まちづくり	35

<p>第二章 くらし振り</p> <p>第一節 衣</p> <p>一 着物 葬祭／冬の着物</p> <p>二 かぶり物</p> <p>三 履物</p> <p>四 髪型と化粧</p> <p>五 裁縫と洗濯</p> <p>六 機織りと染色</p> <p>七 寝具</p> <p>八 戦時中の服装</p> <p>九 江戸時代の衣類</p> <p>十 着物</p> <p>十一 着物の貯蔵</p> <p>十二 乾燥</p> <p>十三 塩蔵</p> <p>十四 救荒食物</p> <p>十五 野菜の冬廻い</p> <p>十六 炊事と調理用具</p>	<p>仕事着／ふだん着とよばれ／通過儀礼と冠婚</p> <p>161</p> <p>163</p> <p>164</p> <p>164</p> <p>165</p> <p>166</p> <p>167</p> <p>168</p> <p>169</p> <p>170</p> <p>171</p> <p>172</p> <p>173</p> <p>174</p> <p>175</p> <p>176</p> <p>177</p> <p>178</p> <p>179</p> <p>180</p> <p>181</p> <p>182</p> <p>183</p> <p>184</p> <p>185</p> <p>186</p> <p>187</p> <p>188</p> <p>189</p> <p>190</p> <p>191</p> <p>192</p> <p>193</p> <p>194</p> <p>195</p> <p>196</p> <p>197</p> <p>198</p> <p>199</p> <p>200</p> <p>201</p> <p>202</p> <p>203</p> <p>204</p> <p>205</p> <p>206</p> <p>207</p> <p>208</p> <p>209</p> <p>210</p> <p>211</p> <p>212</p> <p>213</p> <p>214</p> <p>215</p> <p>216</p> <p>217</p> <p>218</p> <p>219</p> <p>220</p> <p>221</p> <p>222</p> <p>223</p> <p>224</p> <p>225</p> <p>226</p> <p>227</p> <p>228</p> <p>229</p> <p>229</p> <p>229</p> <p>229</p> <p>230</p>
<p>第三章 人々のくらし</p> <p>一 くらしの成り立ち</p> <p>(一) 会津高田町の成立</p> <p>(二) 住むための空間</p> <p>二 人々のくらし</p> <p>(一) 寄せ棟型</p> <p>(二) 切り妻型</p> <p>(三) 半切り妻型</p> <p>三 屋根の形</p> <p>(一) 寄せ棟型</p> <p>(二) 切り妻型</p> <p>(三) 半切り妻型</p>	<p>第四章 人々の一生</p> <p>第一節 産育の儀礼</p> <p>一 妊娠から出産まで</p> <p>二 産の忌</p> <p>三 出産後の儀礼</p> <p>四 子供の成長と儀礼</p> <p>五 しつけ</p>
<p>(一) ハレとケの食事</p> <p>(二) 食事の習慣</p> <p>(三) 食事の時間と回数</p> <p>(四) 主婦の役割</p> <p>(五) 特別の調理</p> <p>(六) 粒食と粉食</p> <p>(七) 肉食</p> <p>(八) 餅をつく日と食べ方</p> <p>(九) 調味料</p> <p>(十) 山菜の灰汁抜き法</p> <p>(十一) 食料の貯蔵</p> <p>(十二) 貯蔵の必要性</p> <p>(十三) 乾燥</p> <p>(十四) 塩蔵</p> <p>(十五) 救荒食物</p> <p>(十六) 野菜の冬廻い</p> <p>(十七) 炊事と調理用具</p>	<p>200</p> <p>201</p> <p>202</p> <p>203</p> <p>204</p> <p>205</p> <p>206</p> <p>207</p> <p>208</p> <p>209</p> <p>210</p> <p>211</p> <p>212</p> <p>213</p> <p>214</p> <p>215</p> <p>216</p> <p>217</p> <p>218</p> <p>219</p> <p>220</p> <p>221</p> <p>222</p> <p>223</p> <p>224</p> <p>225</p> <p>226</p> <p>227</p> <p>228</p> <p>229</p> <p>230</p>
<p>(一) 地域区分</p> <p>(二) 運営と仕組み</p> <p>(三) 相互扶助</p> <p>(四) 年齢集団</p> <p>(五) 講</p> <p>(六) 家族と親族</p> <p>(七) 家族の構成</p> <p>(八) 家族の変遷</p> <p>(九) 親族の構造</p>	<p>232</p> <p>233</p> <p>234</p> <p>235</p> <p>236</p> <p>237</p> <p>238</p> <p>239</p> <p>240</p>

第二節 婚姻	283
一 婚礼以前	283
二 婚礼と婚礼以後	285
第三節 葬送	288
一 死を迎える	288
二 死の直前から死へ	290
三 通夜から葬式、葬式以降の儀礼	292
四 葬式の準備	292
五 通夜から葬式の前まで	295
六 葬式	296
七 葬式以降	299

一二月	324
二三月	323
三四月	321
五六月	324
六七月	328
七八月	326
九十月	321
十十一月	337
十二月	339
一十一月	339
二十二月	340
三十三月	343
四四月	345
五月	345
六六月	346
七月	346
八八月	321
九九月	335
十月	335
十一月	321
一二月	318

第五章 くらしの折り目

第一節 年中行事といふもの	305
第二節 正月の準備	307
一 大正月	309
二 小正月	313
第三節 春の行事	318

第一節 年中行事といふもの	305
第二節 正月の準備	307
一 大正月	309
二 小正月	313
第三節 春の行事	318

第六章 祈りとくらし

一 神社・小祠と神々への信仰	343
（二）神社・小祠の概要	345

第一節 年中行事といふもの	305
第二節 正月の準備	307
一 大正月	309
二 小正月	313
第三節 春の行事	318

（二）神社と信仰	348
朝立神社／伊佐須美神社／大沼神社／金跨神社／熊野神社／手兒神社／聖神社／意加美神社／鬼渡神社／青麻宮	348
（三）神仏への祈願	369

五 社寺参拝	410
飯豊山参拝／湯殿山参拝／白湯山参拝／三十三観音巡礼	410

第七章 民俗芸能

第一節 民俗芸能とは	425
第二節 神樂	427
一 種類と特色	429
二 伊佐須美神社の巫女舞	429
三 伊佐須美神社の太々神楽	431
四 会津高田の大神楽	438

第一節 民俗芸能とは	425
第二節 神樂	427
一 種類と特色	429
二 伊佐須美神社の巫女舞	429
三 伊佐須美神社のお田植祭り	431
四 会津高田の大神楽	438

第三節 田楽	449
一 種類と特色	449
二 佐布川の早乙女踊	454
三 伊佐須美神社のお田植祭り	454

第三節 田楽	449
一 種類と特色	449
二 佐布川の早乙女踊	454
三 伊佐須美神社のお田植祭り	454

（四）寺院・仏堂の本尊	390
（五）本尊と信仰	390
地蔵信仰／阿弥陀信仰・念佛信仰／觀音信仰／藥師信仰／不動信仰／文殊信仰	390

（四）寺院・仏堂の本尊	390
（五）本尊と信仰	390
地蔵信仰／阿弥陀信仰・念佛信仰／觀音信仰／藥師信仰／不動信仰／文殊信仰	390

四 会津高田町にみられる講	403
---------------	-----

四 会津高田町にみられる講	403
第一節 風流	481
一 種類と特色	481
二 西勝の彼岸獅子舞	481

三 佐布川の会津大念仏踊	494	(七) 祝い歌	526	
四 会津高田の祭囃子	499	さんさ時雨／松坂／しょうねい節／大津		
第五節 民謡		503	絵／そば口上	
一 分類と特色	503	(八) さわぎ歌	536	
二 会津高田の民謡	504	佐渡おけさ		
(一) 田歌	505	三 会津の民謡と山内磐水		
(二) 田植歌	504	(一) 民謡どころ会津	537	
(一) 庭歌	506	(二) 山内磐水の生涯と功績	538	
餅搗き歌	506			
(三) 山歌	506			
草刈歌	508			
(四) 業歌	508			
土搗き歌	509			
(五) 道歌	509			
長持歌／馬方節	545			
(六) 遊び歌	512			
玄如節／盆踊歌／豊年踊／町内の豊年踊	512			
第六章 民謡		537		
第一節 民謡	537			
一 分類と特徴	537			
(一) 動物昔話	565	(七) 祝い歌	526	
(二) 本格昔話	571	さんさ時雨／松坂／しょうねい節／大津		
(三) 笑い話	601	絵／そば口上		
第二節 伝説		601	(八) さわぎ歌	536
一 伝説概況	601	佐渡おけさ		
(一) 既刊資料	611	三 会津の民謡と山内磐水		
(二) 伝承の実態と分類	611	(一) 民謡どころ会津	537	
(三) 資料としての特徴	612	(二) 山内磐水の生涯と功績	538	
第三節 伝説資料		612		
一 世間話概況	630			
(一) 伝承の実態	630			
(二) 分類について	631			
(三) 資料としての特徴	632			
第四節 世間話		632		
(一) 世間話概況	637			
(二) 集団遊びの唄	637			
(三) 面遊びの唄／手遊びの唄／手合わせの唄	637			
(四) 言葉遊びの唄	664			
一 世間話資料	637			
(一) 月の唄／寒さの唄／動物の唄（カラス）／	637			
動物の唄（ホタル）／まじないの唄／	637			
指きり唄／別れの歌／しりとりの歌	637			
第九章 歌と遊び		651		
第一節 子供の遊びと子供歌の伝承	653			

序章 会津高田町の民俗文化

(五) 子守唄 はる」
眠らせ唄

667

第二節 方言集 はる」
第三節 まとめ 693

669

参考・引用文献一覧 693

701

第十章 方言 はる」
第一節 方言 669

671

資料提供者及び協力者 693

704

一 方言の概説 671
(一) 方言の定義 671

671

会津高田町史編纂関係者名簿 693

704

(二) 「方言学」の方法について 675

675

方言区画論／言語地理学／新しい方言研究

二 会津高田町方言の位置付け 677

677

(一) 方言区画による位置 677

677

(二) 会津方言(会津高田町方言)の特徴 682

682

三 特徴ある例語の解説 687

687

(一) 敬語による考察 687

687

「おざつた」／「やす」ことば／「いら

706

706

度の高温でも同じで、理想は二四から二五度が最も適切な温度である。

繭一個の糸の長さは一、〇〇〇mといわれる。糞と尿は上蔟時一回のみでお蚕様といわれるゆえ、この一個の糞がない上蔟も最良とはいわれない。

温度管理は最も大切であり、暑さは半減する。特に五令前の障害は大きく、寒いと遅れる。日数が延びると上蔟がだめとなる。晩々蚕は五回目で幼蚕は、二令明けで配蚕され、現在は三令明である。

桑木は従来は高助、ローソ、ケンモツ（低型）木で芽間が長い。戦後の改良によつてネズミ返しに依つて、雪中胴枯発生は減少、一〇年前より雪はしのぎ易くなり、桑畠も三反歩で五回分の給飼は、十分給飼可能である。繭1kg生産には桑葉も一〇kg必要といわれる。

【鷲山義雄】

第五節 林業

林業とは、森林を対象とする土地産業であり、経済的利用と社会的福祉の増進を目的とするものである。林業には竹を造成し、伐期に達すれば伐採し、造材、搬出して売却する。さらには製材、加工、化学的製品までの関連産業をも含めた林産業である。また森林を利用した茸栽培や炭焼きなども含まれる。

わが国森林総面積のうち、現在利用されているのは約七〇%弱で、残りの森林は不便な山奥や辺地に多く、良材も少なく利用の見込みは立たない。一般には民有林は交通も便利な里山地方にあるも、国有林は山奥にあるものが多い。針葉樹のうち最も蓄積の多いものは杉で、これに次いで松（赤松、黒松）、桧、エゾ松、トド松の順である。広葉樹ではブナが最も多く、ナラがこれに次ぎ、その他の樹種はとりたてる程もない。

わが国の森林は第二次大戦中、大増伐が行なわれ、植伐のバランスが失われたが、その後植林が奨励されて来た。現在では森林の約三三%が人工林になっている。

わが国木材の需要は年々増加をたどり、国内の供給は倍加されて、不足を外材の輸入に依存する一方で、輸入材は年々増加をたどっているのが現状である。

国内における木材の需要は木炭や薪は、工業の発達と生活様式の変化に伴い、家庭燃料は鉱物燃料に置きかえられて、次第に減少し、この傾向は今なお止る事を知らず、用材では需要の多いものは建築材で、用材の三分の一を占め、次いでパルプ用材が四分の一とこれに次ぎ、その他は包装材、家具建具用材、土木用材、特殊用材の順である。

第一回 へらしを文える
杉 苗 荻窪の福田大家では、杉の苗圃は三〇 aで、三年生の杉苗を
出荷作業中であるが、何れも現在では機械掘りである。出荷

規準は草丈と太さに依つて、五段階に仕分けされている。

一号苗は草丈六〇 cm以上のもので、樹径は一・一 cm以上あるものであり、二号苗は五五・六〇 cmで、樹径は一・一 cmのもの、三号苗は四五・五五 cmで、樹径は〇・九 cmのもの、四号苗は三五・四五 cmで、樹径は〇・八 cmのもので、この他に特号苗もある。

消毒は七月から九月中に、月二回の消毒で十月にも一回実施するが、十月の降雨まで実施される。出荷は三年生杉苗（無病苗）を、四月末から六月上旬まで、一回目の出荷は十月上旬から十一月末まで続けられる。

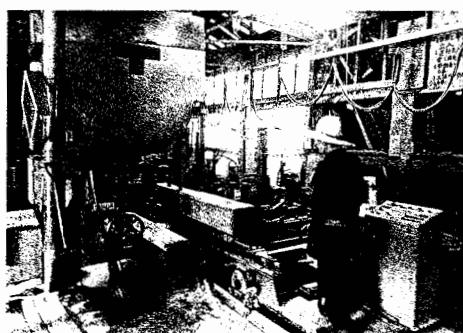
施肥は化成で二〇 kg三袋、硫安二〇 kg一袋、熔りん二〇 kg反当り三袋施肥される。

根切も大切な仕事であり、これは徒長抑制と発根促進の両効果があり、年に一度機械で切る。根切後浮き上った根を固定させるために、左右から根踏を十分に実施する。生長が早いので植替も一年毎に床替をする。

出荷は一本一〇〇円見当であり、国の林業計画によつて、八〇年計画で出荷されている。

材 森林から切り出した丸太（原木）を使用目的に応じて、角材とか板材などにする一連の作業をいう。製材は普通数種の製材機械を、適宜に配置した製材工場でおこなわれる。

昔は木を切り出した樵が、手挽き鋸を使ってこの仕事をしたが、その後、機械鋸が発達するにつれて、専門の製材業者がふえ、樵の手をはなれるようになつた。



製材



根切後の根踏み

製材に使用される機械鋸は形態に応じて、長鋸、丸鋸、帶鋸などに分類され、生産する材木の種類によつて使い分ける。丸太から板材角材を取るさい、廃物部分が生じるが、これらは小寸法の用材（柿箱）として使用される。

東尾岐の川島製材所は、昭和二十年より製材業を営む。従業員は家族を含め五人で、内女子一人は柿箱を作つてい。かつては何万と多かつたが現在では八、〇〇〇個程度で、多くは段ボール箱につて来た。原木の多くは猪苗代、喜多方、磐梯より入荷しているが、現在は喜多方より六〇年から七〇年木を四〇〇石入荷している。

原木は現地現場で購入するが、目通りで一尺二寸で材積は九石に當る。目通りとは立木の幹の太さを、目の高さで計測することで、または計測した価、一般に地上から一・二 mの高さの位置をいう。「目通り幹まわり何尺」あるいは「目通り径何cm」などという。「目通り径」「目通り周囲」ともいう。

入荷価格は石当り三、〇〇〇・二、五〇〇円で、伐材貯二、〇〇〇円、運搬貯五〇〇・六〇〇円とするが、平均で原価は原木で石当り五、〇〇〇円に相当する。石当り販価はその約三倍の一五、〇〇〇円となる。歩留りは原木の六・五から七掛で、松材は多く外材はない。

柱の角材や枠材も一〇尺から一二尺、二〇尺、二二尺となる。米松は土台材として、唐松はヤニが無いが外材にはヤニがある。

杉の柵取りは末口で一・二尺か二尺が必要で、四寸角材六本取りも可能である。

今日ではどこの製材所でも、ほとんど帶鋸が使用され、一旦セットすれば自動的に、同規格材は連続可能であるが、

かつては丸鋸が大部分であり、その上自家用の発動機持參という、移動製材であった。

山より搬出された原木を、その現場で必要な規格にそれぞれ合せて、柱や板を、その他貫や垂木を順々に製材し、最後にザラ板を取れば、何れも運搬力も大変に軽量化されたのである。

戦後まもなく多くの製材所は動力源を、発動機から電動機にかえられた。高田町には小川製材所の他、山中製材所、戸田製材所などがあつた。

作業開始は午前八時からで、先ず約一時間程、土場入（本入）を行い、午前中分の原木をトビや木廻しや、ドッコ（トビの大型）で搬入する。午前の仕事は九時から二二時まで、午後は一時より四時二〇分までである。

柱は一〇尺、一三尺、一五尺、二〇尺となるが、主に三寸五分、四寸、五寸角である。四寸角柱は並三寸八分と正四寸角がある。貫は三寸×六分、板は並五分（三分五厘）、正五分（五分）、板三分（三分）、垂木は二寸×一寸五分（実際は一寸八分×二寸三分）、根太は一寸×三寸角（実際は一寸八分×一寸八分）である。

最近の新築にはイビス張り（自然の曲り樹木）は、ほとんど使用されなくなつた。上下面は自然木で樹肌を残し、左右側面のみ面取りされた張木で、太さの割に重圧に大変に強いのが特徴である。

杉材の製材に当つては、片面反りが生じる。特に傾斜地の曲木は左右にはねる場合があるので注意を要する。

賃挽（賃工）は石二五〇円から四〇〇円（松杉材）であり、一日一〇石見当であり、手間賃は日当四〇〇円である。

権 芽 赤留の大竹秋雄家では、原木は雑木であるが、主に地元の山林のものを使用している。原木の寿命は大体三年間、繰返し使用する。毎年一万本を補給している。

原木は夕方より翌朝まで水漬、七月後には発生する。三年間のあいだで一〇回程度、繰返し使用する。種は十二月

に打付けると、翌年の九月には発生する（五〇日培養）。暖房（加温）は十一月下旬から翌年の三月下旬まで必要である。

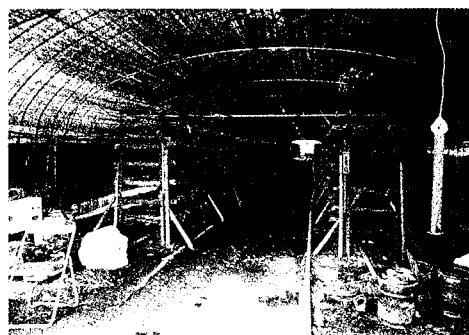
一棟一、五〇〇～二、〇〇〇本で四棟あるが、第一棟四五mは養生舎として、第二棟五〇mは発生舎として、第三棟四五mは貯蔵舎として、第四棟は五〇mも貯蔵

として使用している。

出荷は主に農協に出荷している。一日一〇～一〇箱で真夏の高温時は最も少なく、春と秋方は最盛時期である。一箱は三〇パック詰である。収穫は温度に大きく左右されるので、早朝に一応収穫はすませるが、採りの残し等は夕方に大きくなり過ぎる事が多い。

収穫は十月、十一月期が最高であり、七月、八月朝は最低である。栽培は平成十一年の今年で七年目であるが、今まで主に横棚式で栽植して来たが。作業能率から考えて縦型式は、切替時の出入れや収穫に当つては、常に見張つて適期物を見落さぬよう、十分に気をつかつている氣持でも、夕方の撒水時期には過大成長が多く見受けられる。

規格外の肥大は商品外となるので、細心の注意を払つてゐるが、自家消費しきれないのが現状である。



原木権芽の発生舎

炭 燃 き 木炭は、昔から燃料として冬季の暖房、年中の炊飯用には欠くことの出来ないものであつた。そ
れが昭和三十五年頃から石油ストーブやプロパンガスが普及し、電気釜が出現してから木炭の用
はなくなり、使いなれたアンカやコタツ、イロリ、炭とり、十能、灰ベラ、火消しつぼ、火鉢、飯釜等が瞬時に消
去つた。

会津高田町で炭焼きが行われていた所は、生産量からみると、山間部の両尾岐で一、九四九t、藤川六三四t、旭
二八t、永井野二二一t（昭和二十五世界農業センサス）で、尾岐・東尾岐地区は木炭の主生産地であった。尾岐の谷ヶ地・觀
音、東尾岐地区では、山仕事といえば炭焼きで、一家でも家族一、三人が従事し、これが生業であった。

炭ガマをつくることを「カマブチ」という。「夏ガマ」と「冬ガマ」がある。カマをうつ場所は、木を運ぶのに都合
がよく、沢の水が得られる所を選ぶ。水は「カマ」を築くのに土を水でねつて粘土にするのに必要であるからだ。冬
ガマは沢から上の、山の中腹につくる。水のかわりに雪をとかして使うのである。

炭ガマの大きさはいろいろあって、急いで出す場合は小さく、ヨコ三尺×タテ四尺か五尺で「一人ガマ」という。
一日おいて三日目に出すカマでは五尺×六尺くらい、親子で焼くときは、七尺×八尺の大きなカマを作る。そ
れぞれ三、四カマ、五、六カマ、七、八カマとよんでいる。炭でない「オキ」をつくるカマもある。

カマは地山を利用してつくるものと、平地につくる岡ガマではつくり方が違う。岡ガマでは、はじめに「ドウ掘
」をする。これはカマを築く所の上土を削って深さ二尺五寸くらいの穴を掘り、石を敷いてその間を粘土で固める。
そして周囲を石と粘土を交互に挟んで積みあげてドウをつくる。粘土はヘラをもつて、水が染み出る位までたたいて
固く締める。石は熱ではないよう安山岩を用いる。

ドウが出来てから天井部分をつくる。天井のことを「ハチ」という。カマの内部に木組をして、その上に柴木やム

シロを上げたりする。その上を石と粘土で覆い、ヘラで固める。天井の厚さは厚薄の無いよう細い棒を刺して厚さを
確かめる。天井は、丈夫にするため自動車のスプリングなどを入れたりする。ドウが出来ると、カマの周りを、ドウの
部分は二尺くらい、ハチは一尺五寸くらいの厚さに土で覆う。そして「クド」といわれる煙道を取付ける。そして炭
を出すのに「出し口」を作る。

灰ガマが出来ると、カマの前庭に屋根のある炭焼き小屋を設け、ここで作業をする。一家中で泊りがけで作業するときの山小屋は別の場所に設けられる。この小屋
は泊り小屋という。

木炭には「白炭」「黒ケシ」「カジ炭」がある。白炭は「カタ炭」といい、ナラ・
ケヤキの木で焼いたもので、ミズナラは最良の炭が焼けるという。炭が堅くて折れ
ず火持ちがよいので高価である。「黒ケシ」は軟かい炭で、雜木と呼ばれるホオノ
キ・クヌギ等の落葉樹を焼いたもので、火の付きがよいが長持ちしない。値段も安

い。カジ炭は「カン炭」といい、穴を掘つて枯れた栗の大木に火をつけてつくつた。「オキ」の親くらいの炭になる。
白炭の原木は、根本から伐採した一〇cmから二〇cmくらいの丸太を、四尺か五尺に切つたものを四ツ割にする。木
を割る道具にはカナ矢というクサビ二個とカケヤで割る。ヨキやマサカリも使う。これをタテマタで奥の方から元を
上に末を下にして透き間なく立てる。細い木や枝は束にして投げ入れ、タテマタで立てる。焚き口から火をつけると、
火は拡がつてそのうち煙突からも火がもれてくる。火が全体に廻つたところを見届けて焚き口を閉じる。空気が入り
ないと火が消えるので、焚き口の左右に小さな穴を二つあけておく。焼けたかどうかは煙の色と匂いでわかる。翌
日煙の色が青くなるのを見はからい、空氣穴を少し大きくして空氣を入れ、アレダキといつて火の勢いをよくしてか



ヨキ・マサカリ・カナ矢

ら火を止める。これを「アラシ」をくれるという。翌日一日おいて、三日目に出炭する。

炭出しはカンダシ棒でかき出す。長さ九尺の鉄の丸棒で先端が鉤になっている。赤熱した木炭は「スベイ」という砂をませた灰をかけて冷す。急激に冷却するので、炭の表面が白っぽくなる。そして、かまが冷えないうちに次の製炭原木のたて込みをする。この作業が連続して行われるので炭やきに追っかけられる、といつている。

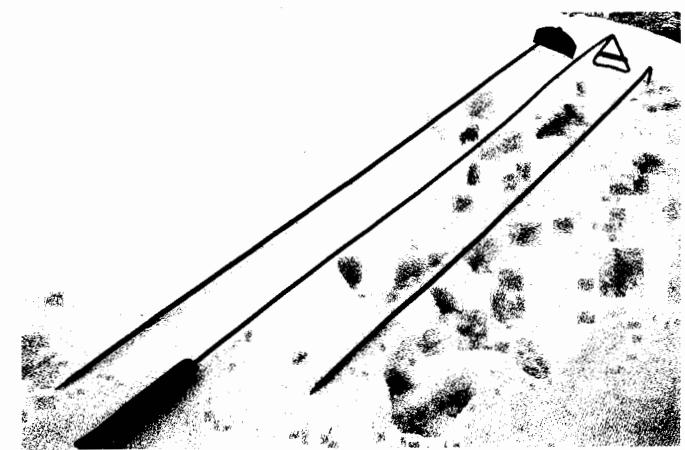
白炭のほかに黒炭がある。軟らかな炭で「黒ケシ」とも「ケシ炭」ともいう。谷ヶ地では、山にある木はほとんど使ったという。土だけでつくつたカマで、「ケシガマ」という。カマは六尺九寸の大きなカマで四貫目俵で三〇俵出る。五〇俵も七〇俵も出る大カマがある。火を入れて三日くらいで火が消え、四日目に出す。一尺に切断し、根本の「モエチャリ」は風呂焚きに使う。

炭の包装には炭俵が使われる。炭俵には「炭スゴ」と「炭カマス」があ

る。炭スゴは、コモ編台でカヤやヨシで編んだもので、角形と丸形がある。大きさに角型の四貫目俵と丸型の八貫目俵がある。八貫目俵には丸の炭スゴとコモを編んだ炭カマスがある。角俵はフタのない箱を横に二つ並べて、上部から綴じてないスゴを押しこみ、炭を入れて包装し、片方の箱を抜いてナワをかける。俵の両端はあて柴と輪柴を並べて蓋をする。計量は、大きなさお秤で行つた。

包装した木炭は、馬車で運ぶので道路のある所まで背負って運ぶ。女で四貫目俵二俵、男で三俵から四俵運んだ。木炭の選別は製品によりナラ丸、ナラ割、雜丸、雜割があり、等級は一級から三級までに分けられて販売されていた。

【伊東 實】



カンダシ棒

第六節 山 菜

尾岐・東尾岐は山間のムラなので、近くの山からいろいろな山菜をとることができる。山菜とりを生業にしている家もある。そうでなくとも山菜は山業のなかで大きな収入源になつてゐる。山菜とりはコゴミから始まりタケノコで終る。コゴミ、ウド、エラ、ワラビ、ゼンマイ、タケノコ、フキなどが主なものである。

コゴミは雪が消えると生えてくる。ゆでてオヒタシにしたり、ムシロにひろげて干し、少し乾いたところで手でよく揉み、ウドンの玉の大きさにして乾かして保存する。また、塩に漬けて保存する。ゼンマイのかわりに食用される。

ゼンマイは山奥に生えるが、地元の人は毎年取る所を心得ており、大量にとつてくる。日を置かずに入し上げて保存しておく。ゼンマイは揉み方が大事で、揉み方次第で良否の製品になる。よい天氣の下で二日程干すと出来上る。ゼンマイは乾燥すると独特のニオイがする。ゼンマイのマイは迷うで、酔うに通ずるという。多食を諒しめている。ゼンマイの先端の巻葉を包む棉はゼンマイワタといつて紡いで糸とし木綿バタのヨコ糸に入れて織物にする。ゼンマイ織りといつて防水性に富み、雨合羽に多く用いるという。尾岐の谷ヶ地ではゼンまい棉でハタを織り、ワタとしても用いていた。ゼンマイは山菜の王様で金になり、山菜では最高位に属する。明治六年の卸し価格で、ゼンマイ一貫目一円四七銭、この時米一石は一円三〇銭（小中津川文書）、大正九年、谷ヶ地では一貫目一円七〇銭（入谷ヶ地久家日記）で、年の暮に一〇貫を二七円で、また三四円五六銭と二回売つてゐる。この時の物価は新聞代が月七〇銭であった。ゼンマイは麻芋と共に山村の大きな収入源であり、山村の産業の一つであった。昭和五十年頃の小売値段は一kg一〇、〇〇〇円で、現在も同値がする。

ワラビはどこの山でも採れる。盛りになると山はワラビ採りで一層にぎわう。ウドも時期を同じくして原野に生える。どちらも山菜で尊ばれている。

タケノコはジダケで、博士山の「根曲り竹」から出るタケノコで値段もよくゼンマイに次ぐ。自家用にして余分な物は「カンヅメ」にして貯蔵しておく。お使い物に用いられる。竹原に委託加工所カネマス食品がある。

フキはタケノコが終つてから盛りとなる。自家用に採取する。昭和三五年頃、高田上町に柴田屋という青果問屋があつて山菜を扱つていたが、六月頃フキの貯蔵室をつくつて塩漬けにした。貯蔵室は宇宮北の、今の白井医院の土地がそれで、地下二米くらい掘り下げたコンクリート造りの大きな穴に貯蔵したが、一年だけ利用されただけであった。

【伊東 實】

第七節 狩 猶

会津高田町の山間部に位置する尾岐・東尾岐や、山麓の永井野・旭のムラムラでは、鳥獸の狩猟をしながら山仕事や農業を営む者がいた。

昭和二十年以前においては、年の暮になると、魚屋の店頭にはヤマドリやカモが吊下げられて売られていたし、ヤマドリが御年始の贈答にも用いられている。ヤマドリの肉はソバのだしに用いられ、ガラは肉が付いているので、ナタで叩いて肉ダンゴに丸めた。この肉ダンゴは「タタキ」と呼んでいた。昭和の初め、大沼郡クレー射撃大会や練習が宮川の土手で行われていた。その記念碑が高田の一本柳グラウンドのそばに建っている。その碑銘に「大沼獵友会常設射的場、昭和三年、御大礼記念」とある。クレーの皿を飛ばして、それを散弾銃で撃つて命中させる競技であった。散弾は当時は「バラ玉」といつていた。

明治以前の狩猟では、貞享五年（一六八八）の鉄炮改めに、「鉄炮一挺、長サ二尺五寸一分 三匁五分筒 持主仙右衛門、同一挺、長サ二尺七寸九分 三匁六分筒 同人、同一挺、長サ二尺九寸六分 三匁五分筒 義兵衛。是は、猿・熊・猪・兔など山畠の作毛荒し申すに付、捕り拂い申すために所持仕り候。売買仕り、兄弟にも貸借仕る間じく、重ねて御改めの時分、右の寸尺玉目相違御座候はば、御詮議の上曲事に仰付」と厳しく取締っている。また、同年の仰渡しには、「鉄炮打ち候事、鶴・白鳥・雁此の三品打ち間敷く候 家業の外、遊山鉄炮申さず様にと仰せ付けらるべく候」とある。また「熊ノ胃・皮の儀、先づ若松へ指上げ、御請取成されず候はばその通りに指し置き、重ねて指上げ申すべき由」と、熊の胆・毛皮は藩に取上げられた。

宝暦八年（一七五八）の『東尾岐村明細帳』には「獵師鉄炮持主三人御座候 山鳥・雉等少し取り申候へ共、渡世の經營に罷成る程の義に御座なく候。当村の義は山郷にて、猪・鹿の類多く、作も荒らし申すに付、獵師鉄炮の外に畜類おどし鉄炮持主十二人御座候」とあり、獵師鉄炮とおどし鉄炮の二種類があつた。

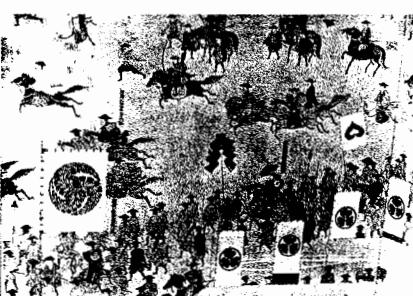
元禄二年（一六八九）、五代將軍の徳川綱吉の生類あわれみの令によつて、熊・猪・狼類が人に喰いかかるとき以外は、飼育する牛馬・犬猫・鶏等を損ずる程になつても追払い、殺してはならない、という時代もあつた（落合村上野義雄御用留書文書）。これら文書は狩猟文書といわれ、狩猟の実態をよく示している。

高田組二十二ヶ村内での鉄炮改めに、九挺の内二挺が獵師鉄砲で、一挺は三匁五分玉で逆瀬川村太郎兵衛、一挺は三匁五分玉高田村七三郎所有、六挺は御取上、一挺は郷頭預り用心鉄砲に所持していた（町史3三四）。

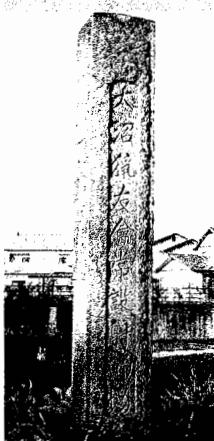
寛延二年（一七四九）十一月には、殿様御鷹野に御出の節、安田・佐布川両村領分の宮川・鶴沼川へ仮橋がかけられた（田中文庫万覚日記）。これは佐賀瀬川村近辺で鷹狩りが行われていたもようである。

また、河東町の大野カ原では、会津藩の卷狩りが文化十四年（一八一七）から幕末にかけて行わされている。卷狩りは追鳥狩ともいい、軍事教練のために行つた。

狩猟は、動物蛋白の確保のため重要な仕事であった。明治以降には山野が農地や道路などに開拓され、また植林が進んで、狩猟の対象である鳥獸がいなくなり狩猟の場が狭められた。從つて狩猟をする人が少くなり、現在はスポーツ、遊猟が主体となつて存続している。



追鳥狩屏風絵



大沼獵友会常設射的場の碑

1 狩猟の種類と獵期・場所

会津高田町における狩猟の対象は、獸類ではクマ・ウサギ・タヌキ・キツネ等、鳥類ではヤマドリ・キジ・カモ等で、その獲り方は獸か鳥によつて違つてゐる。

狩猟の期間は決まつていて、毎年十一月十五日から二月十五日までとなつてゐる。それ以外の期間は、町役場から有害鳥獸駆除の申請が出された場合に行われる。捕獲数の制限もあり、ヤマドリは一日一人二羽までとされている。また狩猟の場所も決められている。会津高田町では、高橋から安田付近までの宮川沿岸周辺区域が銃猟禁止区域となつてゐる。禁猟区と休猟期は、三年に一度くらいに変る。また、キジとヤマドリの牝は繁殖させるため獲つてはならない。霞網は法律で禁止されている。

狩猟の形態を大別すると、個人的な小狩猟と共同で行う大狩猟があり、また何を獲るか、動物にはそれぞれ習性があるので自然、狩猟の方法も変つてくる。現在行われている獵場では過去において、クマ狩りとウサギ狩りが大きな話題になつてゐたので、以下、その狩猟の経営、場所、獵の方法、その用具、処分の方法等について具体的にみることにする。

2 クマ猟

クマの出現は、山地のエサ不足のために里に現れ、カキ・モモ・スイカ・栗・トウロコシ・タケノコ・ハチミツ等を喰いちらす。畑作に被害が出ると、被害地の住民がさわぎ出るのでその駆除のため捕獲作戦が行われる。獵期は十一月から二月十五日までが狩猟期間とされてゐるが、この間のクマ猟は少なく、春になつてコブシの花が咲く頃になり、作物に被害の届けがあると、役場から有害鳥獸駆除命令が出される。



有害鳥獸駆除隊

町では駆除隊を組織して獵期に関係なく年間を通して行われる。これは他の鳥獸に対しても同様である。クマは東尾岐地区、旭市野・寺入方面、谷ヶ地地区に度々出没して被害を及ぼしていた。ちなみに、平成十三年中に有害鳥獸駆除を実施した日時、場所、捕獲数を次に掲げる。

捕獲許可期間	許可区域	捕獲数	備考
5月9日～5月28日	荻窪	熊0頭	
5月17日～5月21日	東尾岐（西沢）	熊1頭	5／21捕獲、メス推定年齢6才
5月25日～6月13日	大室、宮川（観音）、西尾（藤江）	熊1頭	6／13捕獲（観音）、メス推定年齢6才
5月30日～6月18日	東尾岐（水沢）	熊0頭	
6月15日～7月4日	宮川（落合）	熊0頭	
6月20日～6月22日	松坂（谷ヶ地）	熊1頭	6／22捕獲、メス推定年齢4才
7月4日～7月9日	松坂（谷ヶ地）	熊1頭	7／9捕獲、メス推定年齢6才
7月19日～8月2日	松坂（谷ヶ地）	熊1頭	8／2捕獲、オス推定年齢8才
7月19日～7月28日	吉田（小山）	熊1頭	7／28捕獲、オス推定年齢10才
7月26日～8月8日	赤留	熊0頭	
7月27日～8月9日	旭三寄（岩瀬）	熊0頭	
8月1日～8月3日	西尾（魚瀬）、西本（胃）	熊1頭	8／3捕獲（胃）、オス推定年齢7才
8月3日～8月7日	西尾（魚瀬）	熊1頭	8／7捕獲、オス推定年齢9才
8月3日～8月7日	旭無量	8／7捕獲	メス推定年齢6才
8月13日～8月26日	旭三寄（岩瀬）	熊0頭	
8月21日～8月26日	旭寺入	熊1頭	8／26捕獲、メス推定年齢7才
8月21日～8月22日	尾岐窪	8／22捕獲	オス推定年齢9才
9月4日～9月17日	吉田	熊0頭	
計		熊11頭	許可件数21件
※5月28日	宮川（観音）子熊1頭放生		※8月23日
	旭寺入子熊2頭放生		

巻 狩り

クマ猟の方法には、巻狩りとわなによる方法がある。毎年四、五頭が捕獲される。巻狩りは、二〇名前後の人気が一団となつて行われる。初めに隊長から注意があり、役割分担が示される。

クマを遠巻きにして次第に追い上げ、四、五人の老練者が高所で鉄砲を構えて居り、クマが上つてくるところを撃つ。撃つときはクマより低いところや平らなところからは撃つてはならない。これは、平地や下りではクマの足が速いので危険であるからである。撃つときは、クマを充分に近くまで引き寄せ、四、五mになつたとき、額を目掛け撃つ。額以外ではクマはすぐに死なない。手負いとなつて暴れるのでかえつて危険である。このときはクマのヘソから首までの上半身は撃たない。それは内臓が破裂して肉が食べられなくなつたり、高価なクマノイ（胆のう）がダメになつてしまふからである。

ドラムカンを一本つなぎ、その奥にエサをおく。エサに近づくと、わな出入の戸が落ちて閉まるようになつていて。このとき大型のクマは、戸が落ちても尻がはみ出してしまい逃げられることがある。

ドラムカンのわなには、二〇〇とのドラムカンをつないだものと、一〇〇とのドラムカンをつないだものと二種類がある。役場には現在六基のわなが備付けられている。

わなにかかったクマは、通常は射殺されるか、または、子連れのクマがわなにかかったときはそのまま逃がしてやることがある。



熊捕獲用のワナ

射殺された熊

ドラムカンのわなのほかに、はこわながある。はこわなは昔用いられていたが、現在はほとんど使用されていない。

穴 グ マ 狩 クマは秋になると、楓や榧の実を喰いだめしてから、松のヤニくいをして尻をとめて穴に入る。穴グマ取りにはクマが入つていても眠りが浅く、すぐ目を覚ますことが多い。十二月にはいり、大雪が降つて低獵をする。早いうちは穴に入つても眠りが浅く、すぐ目を覚ますことが多い。二、三人が組になつてが続くとクマは深い冬眠にはいる。そのため、穴グマ狩りは一月過ぎから行うことが多い、春は彼岸過ぎになると穴から出始める。オスグマは早く出、子連れのメスグマはやや遅れて出るようである。穴から出たクマは辛夷の花やウド、その他草の根を食べる。クマはいつも冬眠するとは限らない。雪が浅いときは食物があるので冬眠しないといふ。

処理と分配 獲物の分配は、頭部は希望者のセリで与えられる。頭部には肉が多い。肉や内臓は狩猟に参加した全員に平等に分配する。クマノイ及び毛皮は高価であるので、これを希望する者だけが集まつてセリをして、最も高い値で落札する。クマノイは冬期では一〇〇、〇〇〇円もある。

クマの肉は料理では汁にして食べる。薰製にして保存も出来る。足の平も中華料理等では珍重されている。

3 ウサギ猟など

ウ サ ギ 狩 ウサギも現在は少くなつてきている。二月頃、猟友会ではウサギ狩りをする。巻狩りで犬を連れ仕掛けられていて、餌にひかれて首を入れたとたんにわながかかる動けなくなる。わな狩も行われる。

タ ヌ キ タヌキはスイカやトウモロコシなどの作物を荒し、農家から嫌われていたが、最近はあまり姿が見られなくなつた。その原因に、寄生虫病又は野兔病にかかり減少したものといわれている。

キツネについてもその姿は見られなくなってきた。両方とも、昭和四〇年頃までは毛皮が高値で売れたので、盛んに捕獲された。獲物の通り道にトラバサミを仕掛ける。エサに誘われたタヌキやキツネがそれに触れると、バネが外れて足や首をはさむ装置になっている。丁度バネ式捕鼠器のようなものである。しかし、鋸歯のあるものや大型で強力なものは禁止されている。

卷

カモシカは国の特別天然記念物として保護されているので、狩猟することは出来ない。この辺には生息していないが、近年南部の奥山で見たという報告がある。

キジ・キジ・キジ・キジ・キジ・キジ
ヤマドリの中を歩いているのが見かけられる。獵師は犬に追わせて鉄砲で撃つ。
カラスはスイカ・トウモロコシ・果物等畑作のすべてに被害をおよぼしている。人家のそばの畑
にもやってきて、豆畑では、まいたばかりの豆をほじくられて困りはてている。最近は稻作も直
播が多くなり、鳥の被害が深刻な問題となっている。

有害鳥類の最たるものとして、年間数回町から獣友会に対して駆除依頼がある。平成十二年度においては八月二十日から二十五日まで、町内全域にわたって有害鳥類駆除を行つた。その成果は、カラス一九羽を捕獲した。

にわたつて駆除を行い、二三羽を捕獲した。

う。搗いて洗うこと二、四回くり返して製する。

トリモチでヒワを捕る場合は、竹ヒゴでつくった小さな鳥籠に、おとりのヒワを入れて置き、そのそばにトリモチを塗った棒を立てておくと、おとりの鳴声に誘われて近づいたヒワは、トリモチにくつづいて捕えられる。

ツクミ・アトリなどの渡り鳥は
おとりを使っておひき寄せ
霞網で捕つたり
空気銃で撃つた。
大群で飛翔する
音に驚いて落ちる鳥もいた。

カモなどの水鳥は、柄のついた大きな網で、伏せて捕る。現在は霞網での捕獲は禁止されている。小鳥類は戦前から戦後にかけて、しばらく鳥ワナや空氣銃で獲っていた。スズメの肉などは重要なたんぱく源として料理屋のお膳に出た。冬になつて、餌が不足したところを、柿の実で鳥を誘い、馬の毛でつくつたわなを仕掛けて捕える。

語もが知つていて、一度は絶馬している小鳥とりの仕掛けは、ザル・ツルイなどを伏せて、ひもの付いた短い棒で、支えて空けておき、下にまいておいた餌に誘われて小鳥が寄つてきたところを、ひもを引けば棒が倒れてザルがかぶさる、といった方法である。

小鳥の生息地は町の西縁山地で、八木沢・雀林に多く見られる。福島県指定文化財の蓋沼付近は町の蓋沼森林公園になつておる、園内は「野鳥の森」として自然探勝に供している。従つて園内は野鳥の捕獲は禁止されている。

5
獵友會

福島県獵友会高田支部がある。獵友会では、平成十二年の十月十九日にキジ四四羽・ヤマドリ一七羽の放鳥、同二十九日分団対抗の射撃大会、同十三年二月四日に野兔狩りを藤川地内山林で実施、また射撃研修を行つて技術の修練と事故防止に努めるなどの事業を実施している。現在の会員は一〇〇名程である。

いる。冬期の獵ではカンジキをはく。輪カンジキと長カンジキがあり、深雪のときは輪カンジキを、かた雪になると長カンジキをはく。水上をはくかなカンジキもある。昔は衣類や手袋・足袋・尻当などを毛皮でつくつて着ていた。

狩獵の必需品に獵銃がある。銃刀所持法では銃砲という。銃砲入手の手続きは、警察署から「銃砲所持許可証」を貰い、これを持参して銃砲店より購入する。そのためには、まず県の出先機関である農林事務所に狩獵免許の申請をする。このとき試験がある。免許証の交付を受けてから狩獵者登録をする。

昔は火縄銃を使っていた。火縄銃の後に、銃身がパイプ筒のものと、鉄の筒の二種類があり、免許の要るものと要らないものがあった。鉄筒は村田銃となつた。今は槍は使わないが、銃砲が発火しない時もあるので槍も必要である。玉はクレー射撃では散弾を使つた。散弾はバラ玉といわれた。実弾は一つ玉で、ロケット弾ともいう。

火薬は黒色火薬で煙が出る。花火にも用いられる。今は煙が出ない無煙火薬が使われている。

6 驚魂碑

いつの頃からかは分らないが、おそらく明治以前からか、会津高田町の伊佐須美神社の社叢には一〇〇〇余羽の鶴と五位鷺が棲息していた。これらの鳥類は渡り鳥で、春の彼岸頃になれば飛来して杉・櫻の樹上に営巣し雛を育て、秋の彼岸頃に何処へとも飛び去つて行つた。鶴は古来より漁獲用（鶴飼い）に、鷺は食料に珍重されているが、年々減少しつつあり、天然記念物指定の方向にあつた。一方神社側では境内に汚物を散らし、参拝者の衣服をも汚し、樹木をも枯死せしめ、社叢全滅の憂があり、また



驚魂碑

農漁民からも農作物被害甚だしく、宮川の放流鮎だけでも年三〇、〇〇〇円の被害を訴えたため、その駆除要求が容れられ、事实上指定を見送り、昭和十六年五月十四日県保安課では有害鳥獸と認定したので、獵友会では五〇日間にわたつて散弾銃をもつて一、五〇〇羽を射殺した。年経て昭和五十一年、當時を知る人が集い、社叢内に驚魂碑を建ててこれを供養した。

7 マタギ文書

狩獵を主な生業として一団となつて生活している人をマタギと呼んでいる。会津高田町の東尾岐地区の奥は山中幽地で、そこに大平という戸数九軒の集落があつた。ここに天正二年（一五七四）のマタギ文書と称する一本の巻物が秘蔵されている（町指定重要文化財 広岡ヤスノ蔵）。難解な唱え言葉が、いろいろな場合に唱えられていた。次のものはその一部である。

猿場獵師之事

一、鶴・白鳥・鷺・鳴其外大鳥類を打つ間敷事

一、猪・鹿・狐・狸・雁・鳴・雉子・山鳥、其外作障りの鳥類防打取事大千世界の内苦しからず

山入の時よむうた

千早ぶる吉ち住よし畜類も 神風吹けば跡にとどまる

われは爰鹿は辰巳に住みぬれば すなわち獵の叶う嬉しや



狩獵文書

抑 猿場獵師と申者、東三十三人の狩人、山登りの時御山神御平産、産家を立進んぜ候得ば、安々木花咲耶姫の尊御たん生遊ばされ候得ば、御山神御悦氣限りなく、大山祇尊詔りには、猿場獵師は子々孫々迄如何なる獵も恙なく叶うやうとの御誓願なり

猿場獵師山祭り次第

すなわち其の年の聲神の方に祭る

我れは只、いかなるものと思召す 東山にて猿場獵なり

千早振るお山の神も聞すめし 今日の獵をば叶ひ度なまたへ

獵なり 女鹿は谷、男鹿は嶺に立居れば、すなわち獵の叶ひこそすれ

獵當りて祭るには、幣を二本はき三所に祭る 若し紙なき時は箒の葉にしきを具えて祭るなり

右山神のあげたるしは、山大将取るものなり 西・東・北も南も鹿そすむ かさねて叶ふ猿場

幣を二本立、七度コリをかき、此文を唱う

【伊東 實】



狩獵文書

第八節 川 漁

会津高田町では川や池沼での魚とりをセッショウ（殺生）という。魚とりにのみ付けられた名前である。しかし、殺生といわれても魚とりをしたことのない人は一人もいない。魚とりは健全な趣味・娯楽であり、人間生活上その効は大きい。また動物たんぱく質の供給源としても与えられるものも大きい。セッショウは正に人間と魚との共生共栄の姿ではなかろうか。

会津高田町での魚とりの名人といわれる中に、高田上町にもぐり漁で、両手と口にもぐりて水中から上つてくる名人がいた。投網も使って一年中魚取りで生計をたてていた。高田下町にも職業は農業であるが魚とりの名人がいた。朝明けるのを待つて出て行く。魚取りの神様といわれていた。ドジョウとり、鯉とり、アカハラの串魚などをつくり、食堂や病院からの注文があった。また、大川や鶴沼川に棲むカワゼと呼ばれる魚は、最近の魚で、正式名はニゴイといふ。川が汚れてくると繁殖する。清流には棲まず、蟹川下流にいる。骨ばかりで食われないが、棒タラのように干しておき、水でもどして食する方法などを考案している。

高田や永井野と、藤川や旭の境を流れる宮川は、昔から格好な魚とりが出来る川であった。『寛文五年高田組二十箇村土地帳』の高田村の項に、「宮川は村の東三町にあつて幅五十間程、源は二つあり、一つはハカセ山より流れて西尾岐高橋の上で東尾岐川と合して流れ来り、下流は安田村で鶴沼川と落合う。伊佐須美明神の御手洗川たるによつて宮川と呼ぶ。鮎、鱥（ママ）、蜂魚が棲む。秋は自然に鱈も登るる也。」と記してある。宮川は多くの人が魚とりに親しみ、思い出の川であった。また同書に村の西に赤沢川があるが、魚は棲まずと記してある。

7 煤の年取り（二十九日）

九（苦）は払った方が良いといって、二十九日に煤払いをした。きれいな藁を結いつけた長い棒（これをスッタロウといつて）で煤を払う。新しく汚れないもので神棚なども掃く。払いとつた煤は川に納める。この日は煤の年取りといってイワシやサンマなどの頭付きの魚を食べる。

8 大晦日（三十一日）

夕食には白い飯に尾頭付きの魚をおかずには家族全員でご馳走を食べる。この日に正月三箇日間（大正月）に食べるご馳走をつくりておく。また、ザクザク煮を食べないと正月が来た気分にならないといって、正月中に食べる分を必ず各家では準備しておいた。

恵比寿・大黒様には特別な膳をたてて、生ぐさ（魚）でも、何でも特別なご馳走を供える。また、この恵比寿・大黒様に上げたものを子どもに食べさせるとヒゲが生えるといって、大人だけで食べる。

かつては、大晦日は除夜の鐘が鳴るまで仕事をしていた。

【滝沢洋之】

第六章 祈りとくらし（民間信仰）

一 神社・小祠と神々への信仰

(二) 神社・小祠の概要

会津高田町域の神社を、「福島県宗教法人名簿」でみると三五社表1となつてゐる。その内訳は、熊野神社八社、稻荷神社六社、八幡神社四社、山神社三社、二荒神社と聖神社各二社、朝立神社・伊佐須美神社・大沼神社・国見神社・神明神社・水神社・沼神社・二渡神社・富士神社・雷神社各一社である。

宗教法人登録の神社の多くは郷村の鎮守で、郷村を代表する神社であるが、右によると、会津高田町では、熊野神社・稻荷神社・八幡神社の多い地域となる。大沼郡全体でみると、会津本郷町では、稻荷神社が四社で最も多く、熊野神社が二社で稻荷神社に続く。以下同様に各町村を多い順序にみると、新鶴村では、八幡神社三社、稻荷神社二社の順、三島町では伊豆神社三社、春日神社・諏訪神社・三島神社各二社の順、金山町では、熊野神社五社、鹿島神社・諏訪神社・二荒神社各三社の順、昭和村は熊野神社二社の他は各一社である。

大沼郡全体の総計では、熊野神社が一八社で最も多く、これに次ぐのは一五社となる稻荷神社で、大山祇神社を加えた山神社は九社で三位、八幡神社は八社で四番目となる。

なお、会津全体では、稻荷神社が一五二社で最も多く、以下、山神社（大山祇社を加える）九九社、八幡神社八一社、諏訪神社四二社の順である。

会津では、稻荷・熊野・山神・八幡・諏訪等が郷村の鎮守にされていていたことがわかる。会津高田町域の場合には、この会津全体の実態にそつていたことになろう。

以上は、宗教法人名簿に登録された神社のみの結果であるが、次に、法人登録の神社に、登録以外の宮・社を加えた場合を見よう。登録外の宮社については、『会津高田町史』（第五巻第二編旧町村誌）や『新編会津風土記』（以下「新風土記」という）から拾つたが、会津高田全体では表2のことくとなつた。

表の結果によると、最も多いのは、稻荷で一三二、熊野が一二でこれに次ぐ。以下山神（山神・大山祇・大山等の宮社を山神とした）一五、雷神九、八幡八、二荒（日光を含む）と鬼渡（庭渡を含む）七、伊勢（神明を含む）五、水神と白山四、愛宕・聖・天王・三島は各三、赤城・山王・疱瘡各二の順である。一社のみは、青麻・朝立・熱田・甘金・蛇の宮・意加美（龍藏権現）・伊佐須美・伊豆・斎・大沼・御田・鬼荒・御姥・鹿島・金跨・胄・五穀・琴平・妻神・藏王・幸神・手兒・西宮・沼御前・麓山・冰川・富士・船越・若木・鷲等の他、風殿様・大明神・子安・弁天等がある。

名称を異にする宮社は合計五一に及ぶ。宗教法人登録の社が一六であるので、これを引いても二五となる。

Na.	朝立 神社名	大字東尾岐字宮 字宮林	所在地
9 8 7 6 5 3 2 1	伊佐須美神社	大字藤家館字藤田	
熊 大 稲 稲 稲 稲 稲 稲	大字下堀字中川	大字西本字上胃	
野 沼 荷 荷 荷 荷 荷 荷	大字吉田字村西		
神 神 神 神 神 神 神 神	大字西尾字下宮前		
社 社 社 社 社 社 社 社			
大字勝原字竹原 大字勝原字内城			

表1 「福島県宗教法人名簿」登載神社（会津高田町内）

Na	神社名	所在地
17	熊野神社	大字橋丸字宮北上
16	熊野神社	大字西本字村廻
15	熊野神社	大字旭杉原字西原
14	熊野神社	大字大室字中島
13	熊野神社	大字旭杉原字西田
12	熊野神社	大字西本字田向
11	熊野神社	大字旭三寄字鬼沢
10	熊野神社	大字八木沢字的場

表2 会津高田町内神社数

27	26	25	24	23	22	21	20	19	No.
聖	聖	八	八	八	八	沼	日	水	神
神	神	幡	幡	幡	幡	神	光	神	社
社	社	社	社	社	社	社	社	社	名
大	字	宮	宮	川	字	川	西	字	高田
字	下	吉	田	村	南	丁			所 在 地
西	堀	吉	田	村	ノ	内			
本	家	吉	田	ノ					
北	館	吉	田						
原	字	吉	田						
	中	吉	田						
	由	吉	田						

35	34	33	32	31	30	29	28	No.
雷	山	山	山	二	荒	富	士	神
神	神	神	神	渡	稻	神	社	社
社	社	社	社	船	荷	社	名	
字館	ノ	大字	宮川	字	本屋	大字	藤家	所
越尻		字	字	村中	敷	藤川	館	在
						字	内城	地

43	42	41	40	39	38		神社名	数
金跨							甘金鷲伊豆子安古鎮守	
1	1	1	1	1	1			

(三) 神社と信仰

1 朝立神社

朝立神社は一社のみである。朝立という名称は、「朝立宮縁起」(町史3六五九)によると、一柱の神が朝立山に降臨し止まつたことに由来するらしい。「新風土記」には、「祭神詳ならず、神像一軀あり、各一尺五寸」とあるのは、二柱の神の事であろう。この二柱の神は、伊弉諾尊・伊弉冉尊らしい。(町史5七八三)。

右縁起によると、天正の頃、神主、下社家、神楽男等神人が退転し、文禄のはじめに華蔵院が別当職になつたとある。この縁起の末に、「別当朝立山東光寺」とある、華蔵院につながる修驗である。嘉永五年(一八五二)写しの「会津領内寺院修驗本末写」(磐梯町史資料編IV)に本山派修驗、河原町盛寿院末寺中に「小保朝立宮別當東光寺」とある。縁起では、この東光寺は徳一が大同元年(八〇六)に開き、文殊と地藏を本尊として安置したとある。

49	48	47	46	45	44		神社名	数
神明							青麻蛇の宮熱田朝立	
永川								

55	54	53	52	51	50		神社名	数
手兒							若木五穂鬼荒富士	



朝立神社

2 伊佐須美神社

伊佐須美神社は歴史ある大社である。『中荒井與三十二箇村風俗帳』に、「高田伊佐須美大明神大沼惣鎮守と申伝」とあるように、その存在は大沼郡の総鎮守であり、広くは、「奥州一宮」を冠する社である。

このような大社には、歴史を重ねる間に様々な神や仏が加わっているもので、広い社地内の大小様々な社・祠・堂の神仏全体が大社を構成することになる。従つて、大社の信仰といふものは、この大小様々な社・祠・堂神仏への信仰の全体ということになるであろう。もちろん、伊佐須美神社のもつている信仰対象の核の部分があるし、社・祠・堂それとも同様であるが、ここでは、全体の構成を主にし、社・祠・堂個々のもつ信仰は、現在の社・祠について知り得た範囲で述べるにとどめる。

さて、伊佐須美神社とその社地内の社・祠・堂であるが、寛文五年(一六六五)の、「大沼郡高田組郷村万改帳」(以下「万改帳」)に「社堂」として、伊佐須美神社の社地範囲と本社の建物についての記事がある。それによると、社地は三町四方。この三町四方の社地内に、方三十間余の築地が宮庭を囲んである。本社は三間四方で南向、その前に三間に四間の拝殿と五間に一〇間の長床があり、長床の前には高さ八尺の鉄の燈籠がある。門が、東西と南にあり、南門西脇に統いて二間に六間の回廊があると記している。

次に、社地内の堂社であるが、「明神社地ノ内ニ在ル神社仏閣之事」に次のように記している。

「不動堂三間四面
糸賀天堂三間四面
糸荷ノ社四尺四面
板葺
熊野權現ノ宮四尺四面
此外天照大神・天神・七五三ノ王子・一ノ王子・荒神・

賓頭盧・大黒

右七ヶ處ハ堂社何レノ頃ヨリ息顛スト云コト不詳 明神・社地ノ内ニ有ノ故、界際幾許ト云コト不分

一 奥ノ院トテ明神社地之内ニ

本社ノ亥子一町程去テ文殊堂有リ

三間四面ニシテ蘿葺也

並ニ三間ニ五間ノ二王門有 堂地ハ明神

ノ社地ノ内也 故ニ界際幾許ト云コト不分 並ニ鐘推堂七尺四方余ニシテ有リ

一釈迦堂、同地ノ内ニ有リ 九尺四面ニシテ蘆葺也 並ニ白山權現ノ社壇同地ノ内ニ有 三尺四面ニシテ板葺也

一右伊佐須美大明神並ニ社地之内ニ在ル神社仏閣勧請ノ年号由來ハ、社家並ニ別當清龍寺由來記ニ書上ル也

これは、寛文年間の伊佐須美神社地内の社・堂を書き記したものであるが、この他にも「桜農葉神社之卷」に寛文頃の社・堂として次のように記されている。

(前略) 寛文中迄ハ瑞籬ノ内、東西二十一間南北二十四間、御本殿二間三三間柿葺、拝殿東西九間南北四間芦葺、釣殿二間四面芦葺、南門東西三間南北二間半柿葺 (中略) 不動堂二間二三間、弁天堂一間二三間、文殊堂二間四面、仁王門東西三間南北二間、鐘樓七尺四面、末社熊野・白山・稻荷ノ三社何レトモ三尺四面、釈迦堂九尺四面、其余七五三王子社、大黒堂、賓頭盧堂、愛宕堂、天神社等遺跡猶存セリ

「万覚帳」とは間尺に違いはあるが、社・堂の存在については、ほぼ同じである。

右の「万改帳」や「桜農葉」の記録によれば、伊佐須美神社の社地内には、まず本社建物として本殿・拝殿・長床(?)、釣殿と南門・東門・西門があり、その外側と思うが不動堂・弁天堂・文殊堂・釈迦堂があつた。文殊堂には仁王門と鐘樓が伴っていた。また、末社として熊野權現、白山權現の他稻荷社があつた。その他、大黒堂・賓頭盧堂・愛宕堂・七五三王子社・荒神社・天神社等の遺跡があると記している。

次に「新風土記」の記事から伊佐須美神社の建物をみよう。「新風土記」は、享和三年(一八〇三)の調査・編纂にはじまり、文化六年(一八〇九)に完成した。従つて「新風土記」が示すのは、前述の「万改帳」や「桜農葉」に示された寛文の状況からは、およそ一四〇年を経てからの様子である。

まず社地であるが、「境内東西一町、南北一町」とあり、方三町とする寛文の頃よりは大分狭くなっている。

建物については、本社の本殿の記載がないが、幣殿、拝殿、神供所、神庫、南門とその東西に回廊、番所、東門、西門、古札納所等を記し、また南門の外として、天満宮、本社の東として守従靈社を記す。

この他、本社の西南として一町四方の高天原の社地と、社地内の本殿・拝殿の存在を記す。高天原は本社の神輿を渡す御旅所とある。

次に文殊堂については、伊佐須美神社の北にありとして項を別に起している。「万改帳」では、文殊堂を含む諸堂社の境内地を、伊佐須美神社の社地内なのでその境界は不明としているが、「新風土記」では、文殊堂の境内地を東西一二間半、南北四七間と記す。文殊堂に付随する仁王門と鐘樓堂は、天明の火災後まだ建てられていないと記す。白山神社と清龍寺は文殊堂の項目中に記され、前者は文殊堂の西南にありとし、清龍寺は文殊堂の別当で、本堂(文殊堂)の西にありと記される。

以上、伊佐須美神社の寛文年間頃と享和・文化頃の社地・境内地と諸建物の存在状況をみたが、いくつかの変化を見ることができる。

その一つは、「万改帳」や「桜農葉」にみられた不動堂や弁天堂、釈迦堂等仏教系の講堂が、「新風土記」にはみられないことである。

次に、伊佐須美神社の奥の院といわれ、伊佐須美神社内にあつて境内の境界とも分けられていないというほど、神社と一体になつていた文殊堂が、社地を明確にされて、神社地とは一線を画すようになつてゐることである。

次に清龍寺の別当権であるが、「万改帳」では、清龍寺の別当権は、伊佐須美神社に対しても及んでいるというよりもたらえられたが、「新風土記」では文殊堂の別当であることが明確にされている。

次に、「權現」号をもつ熊野權現がみられなくなり、白山權現も白山神社となつた。これに関係するが、『会津風土

記」(寛文六年初) や「万改帳」では、「伊佐須美大明神社」と「大明神」号であったが、「新風土記」では神社号となつてゐる。

以上のような変化は、会津藩が寛文期に行つた神仏分離(但し明治期のように徹底したものではなかつた)や神社整理によるものである。会津藩は、寛文八年に若松城内の鎮守(稻荷)の神体を取り除き、修驗の別当を廃し、また若松の鎮守諒訪神社、高田の伊佐須美神社、塔寺八幡宮等の社僧・仏像を排し、唯一神道に改めさせている。

伊佐須美神社におけるそうした状況の一端は、「桜農業」に次のように記されている。

(前略) 然ルニ我土津神公、深ク皇朝ノ道ヲ信シ、兩部ノ妄説ヲ破リ、邦内ノ神社、唯一ニ改メラレケル時、諸堂ヲ毀チ、新ニ東西二間、南北四間ノ幣殿ヲ建ラレ、釣殿ヲ毀チ東西二間、南北二間半ノ御供所、橋廊下ヲ建ラレ、旧ノ拜殿ヲ毀チテ、東西六間、南北三間ニ建ラレ、末社三十二座ノ神ヲ天神ノ社へ合セ祭ラル

とある。「兩部」とあるのは、両部神道の事で、仏教と結びついた神道のことである。「諸堂」というのは今までもなく、仏堂のことで、伊佐須美神社内の仏堂は取り除かれたことになる。

土津公即ち保科正之は、神道を重んじ、神社内の仏教色を取り払わせたが、この時、伊佐須美神社も対象となつたのである。寺院・僧侶が神社の別当として宗教行為や管理に当る事も排除の対象となり、清龍寺の別当権も伊佐須美神社から除かれたのである。神社整理が実施される前の寛文五年(一六六五)の『会津寺院縁起』では、清龍寺の米を記す中で、「伊佐須美大明神の本地は、文殊堂の別当職がこれを勤め、兼ねて釈迦堂、仁王門、鐘楼、白山権現の社を守つてゐる」と記している。清龍寺はこの頃まだ伊佐須美神社の本地仏の別当であつたのである。

「新風土記」法幢寺の項に、次のとある。

(前略) 本尊弥陀の銅像を客殿に安置、背後に、奉鑄金銅善光寺阿弥陀如来、右志者為父母二親、并常願藤原氏、乃至法界平

等利益也、建治式年丙子二月時正初番と彫付あり、長一尺六寸、又大黒の像あり、弥陀・大黒とともに、寛文中伊佐須美神社の境内より移す(後略)

この記録によると、建治二年(一一七六)年紀の善光寺式阿弥陀三尊像と大黒像は寛文年間まで伊佐須美神社にあつたことになる。大黒像は、大黒堂にあつた本尊であろう。

ところで、伊佐須美神社の本地とは一体何仏であつたろうか。「本地」というのは、本地垂迹の本地で、神となつて現われるもの仏である。この、伊佐須美神社の本地仏と思われるものの記述が、『会津風土記』伊佐須美大明神の条に次のように記されている。

(前略) 古來神殿有二伊弉諾伊弉册二尊立像、木刻二尊、人身、鳥首・長臂・大耳、両頭相交、以レ手相抱、長四寸八分伊佐須美神社の祭神は伊弉諾・伊弉册の両尊である(「風土記」)。この二尊が古來より神殿にあるという。それは、二尊を木で彫つたものであり、人の身、鳥の首、長い臂、大きい耳(で)、両の首が相交わり、手をもつて相抱く、という姿であるという。大きさは四寸八分があるので約一五cm程である。

さて、右のように、身が人で、頭が動物、そして頭を交わらせて互に抱き合う姿というのは、いわゆる大聖歡喜天(聖天)である。歡喜天は、身が人、頭が象という象頭人身の姿をもち、单身像もあるが双身で互に抱き合うものが多い。仏教の護法神という。

「新風土記」龍興寺の条に、「聖天社、客殿の西にあり、もと伊佐須美神社の境内にあり」とあるので伊佐須美神社には聖天をまつる建物があつた。

寛文の神仏分離では、当然この聖天も排除の対象になつたのである。

このようにみてくると、伊佐須美神社への信仰は、寛文の神仏分離、神社整理以前と以後で変つたことが想像され

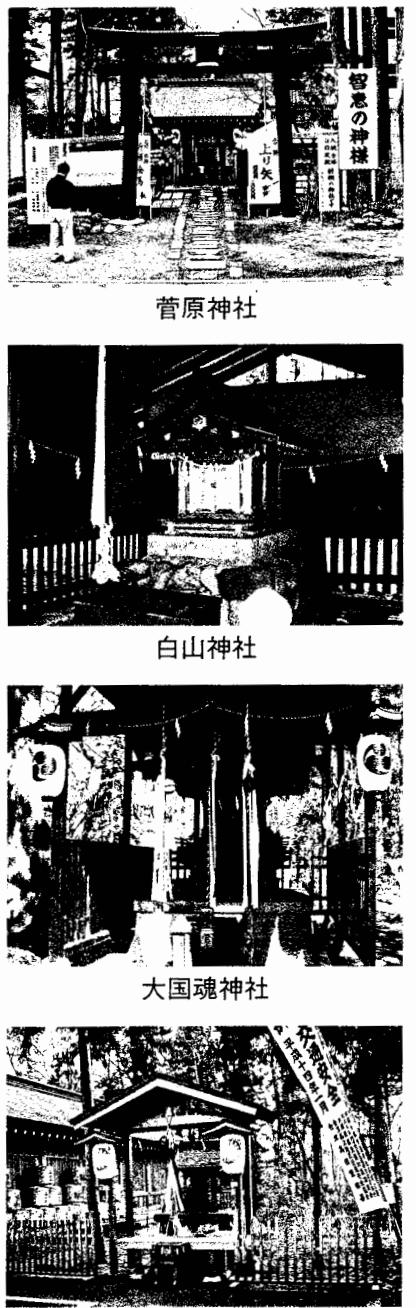
る。以前は、神仏が習合された状態にあり、不動や弁天、大黒、文殊、釈迦、そして聖天の信仰なども混在するものであった。また善光寺式阿弥陀如来への信仰もあつたらしい。以後は、これらの仏教色が取り払われ、神道一色の姿になつた。

その後、明治期に行われた神仏分離と国家神道化、さらにその廢止となつた昭和二〇年以後等にも変化があつたと思われる。

現在の伊佐須美神社にみられる社・祠では、大鳥居をくぐつた左手に菅原神社が祀られている。寛文五年（一六六五）の「万改帳」の「明神社地ノ内ニ在ル神社仮閣之事」にみえる「天神」がこれに当るかと思われる。「新風土記」では、「天満宮、南門の外、本社にゆく路の左にあり、前に鳥居を建」とある。

神社拝殿脇には祈願の絵馬が沢山下げられており、祈願の貼り紙もある。多くは、合格祈願である。鳥居脇には、「入試合格、就職成就祈願の社」と書かれてある。安永八年（一七七九）と文政四年（一八二二）の石燈籠がある。境内西門近くには白山の社が祀られている。「万改帳」に、「白山權現ノ社壇、同地ノ内ニ有リ、九尺四面ニシテ板葺也」とある社であろう。「新風土記」では、「白山神社、文殊堂の西南にあり」とある。当社の説明書に、祭神は菊理媛女で石川県の総本社白山比咩神社の分社である。例祭は十一月十五日とある。

この他、昭和五十八年に創祀された大国魂神社（祭神会津大国魂の神）がありまた南門前右手に、交通安全祈願の社がある。



鳥居の外では、道路をはさんで南北方向に、高天原の社がある。「新風土記」には、「高天原 本社の西南にあり、一町四方の地にて本社の神輿を渡す旅所なり、中央に本殿あり（略）」とある。「万改帳」には、「南門之前ニ、高問ヶ原ト云方一町程之原有リ」と記す。

また、大鳥居の南東に殺生石稻荷がある。宮川に面して祀られているが、説明板によると、この地は昔から宮川の氾濫があり、また落雷・火災の被害があり、殺生石の祟りかとして、天保十二年（一八四一）に祀つたという。この時、同時に祀つたという水神の祠は、鳥居南の大権の下にある。石の宮で、「天保十二歳丑二月吉日 連中」と記されている。旧藤川村から高田方面へ引いた用水堀の脇に位置しており、今も堀上げの時にはお参りしているとう。



御旅所



殺生石稻荷



水神の祠

伊佐須美神社の年中行事は、一月一日歳旦祭をはじめ、一月二十五日初天神、二月二日節分祭、二月二十五日本天神、四月二十九日より五月五日まで春の例大祭（この間四月二十九日花祝祭）、六月末日水無月大祓、七月十二日御田植祭、九月一日より十五日まで秋の例大祭、十一月二十五日納天神、十二月三十一日年越大祓等となつてゐる。その他、毎月一日と十五日に月次祭があり、御日供祭を毎日、また方除開運祈願、特別祈願（商売繁昌・健康長寿・財運福・建設大成・土木安泰・交通安全他）を通年に行つてゐる。

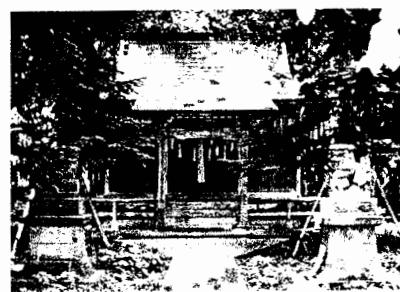
3 大沼神社

大沼神社は、勝原字竹原にある。

寛文五年（一六六五）の「万改帳」に、

「大沼大明神ノ社ハ、村ヨリ坤、三十間余リニ有リ、社壇ハ七尺四面ニシテ板葺ナリ、並ニ拝殿ハ二間ニ四間ニシテ板葺也、社地東西四十六間、南北十五間ニシテ杉森ナリ」

とあり、また、社地には、高さ五丈余り、周囲一丈余りの大楓一本があると記す。「寛風土記」は、大沼郡に二社を取り上げ伊佐須美神社の後に、「大沼明神社在竹原村一大同元年建」と記している。



大沼神社

「新風土記」は、祭神不祥とするが、水波能女神（弥都波能売神）とされる。すなわち水の神であろう。「新風土記」に、「本社の西に大沼とて七間四方計の沼あり、郡名の從て起る所」と記し、「万改帳」は、

「大沼ハ同明神（大沼明神）ノ社地ノ内ニ在リ、縫方ニ間ナリ、如何様ノ旱魃ニモ水不レ絶、因レ茲、大沼ト云乎、是則為ニル大沼郡之名本ニ由、伝有リ、明神之御手洗ノ沼也」

と記す。

大沼郡の名の起こりかとされる大沼が大沼神社の社地内の沼であるが、同神社は、この沼の水神を祀る社であろう。同社の祭日については、「大沼郡高田組二十二ヶ村風俗古例帳」（以下「風俗古例帳」）に「鎮守大沼大明神祭礼、毎年九月九日、社人ハ高田村より来る。初尾は人別ニ壹錢宛出す、村中江祭礼之御札賦る。」とある。

4 金跨神社

この神社については、「新風土記」に

金跨神社（略）村中にあり、祭神は塩土翁神なり、嘉元元年に創建す、旧高田村伊佐須美神社の宝物に、上代の火箸なりとて、鍊杖の首の両岐なるありしを移して神体とせり、長さ一尺九寸

とある。

この神社の神体は、首の両岐になつた、長さ六〇cm弱の鉄の杖だという。「金跨」の社名は、この鉄杖の両岐になつてゐる姿に由来するのであろう。この頭部両岐の鉄杖については、「新風土記」伊佐須美神社、砂山祭のところに、

「（略）毎年五月五日に此祭あり、塩土翁を祭るにより塩土祭とも云」

とあり、祭の様子を記したあと、

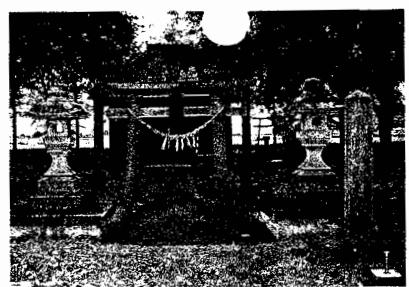
此塩土翁、塩を煎初め給ひし時に教ふと云、因て此社の宝物に鐵杖の首の両岐なる者あり、こ

れ上代の火箸なりとぞ、後、嘉元元年に寺入村に社を建、此鐵杖を神体とし、金跨大明神と号してこれを祭る。この鐵杖今はなし

と記す。

5 熊野神社

熊野神社は・中在家・冴・大岩・大室・勝負沢・茗荷平・安田・西勝・田中・橋爪・松沢・永井野・下町・上杉・下杉・岩渕他にある。



熊野神社(西勝)

右のうち、西勝の熊野については、貞享二年（一六八五）の「風俗古例帳」に、

「一、鎮守熊野権現、祭礼毎年九月九日、別当ハ同村安樂寺」とある。当初は西勝の鎮守であった。「新風土記」には、「鎮座の初を詳にせず、鳥居・幣殿・拝殿あり、安樂寺是を司る」とあり、當時鳥居・幣殿・拝殿をもつ社であった。別当安樂寺については、「新風土記」に、「村中があり、栄寿山と号す、上野国世良田長樂寺の末山天台宗なり」とあり、天台宗の寺である。当社の祭礼は九月九日であつた。

次に安田の熊野については、「風俗古例帳」に、「一鎮守熊野権現、祭礼毎年九月九

日二定、当所之天台宗普門寺御幣を捧祀之、当所に祠なし、先年服部安休老指図にて、境野村熊野権現と相殿ニ成」とある。当社も鎮守で、祭礼は九月九日。「新風土記」に

は、「草創の月詳ならず、鳥居あり、普門寺司なり」とある。「風俗古例帳」境野村の項に、「一同（鎮守）熊野権現社、安田村之鎮守相殿ニ成、祭礼九月十九日ニ定」とある熊野は、右の服部安休の指図で相殿になつた社か。境野の熊野は九月十九日であつた。別当の普門寺については、「新風土記」に、「安樂山と号す、元和二年宝藏と云僧開基す、高田村龍興寺の門徒天台宗なり」とあり、天台宗の寺である。

橋爪の熊野については、「新風土記」に、「村南一町計にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拝殿あり、本郷村宗像出雲これを司る」とあり、他に「相殿七座」として、伊勢宮一座・諏訪神・鬼渡神・冴神・稻荷神・藏王神の七座を記している。昭和三十二年根本愛吉氏の調査では、祭神が伊邪那冉命と速玉男命、祭礼は十月十二日とある。

中在家の熊野については、「新風土記」に、「勧請の年月詳ならず、鳥居あり、仁王村高橋相模が司なり」とあり、「相殿一座」として山神をあげる。当社は、中在家と中村の鎮守で、祭神は伊弉諾、伊弉冉の命、それに大山祇命。祭神



金跨神社

の一つ大山祇は、相殿になつた山神の祭神であろう。神体は幣束。社殿にある延宝二年（一六七五）の木札に、「船岡山広前、二夜三日晴雨順氣御祈祷之札、五穀成就・無病息災處、神社慎言」とある。

当社の祭礼は旧四月二十四日と八月十五日であつた（松坂地区民俗調査報告書）。

上杉の熊野については、「鎮座の始を知らず、石鳥居・拝殿あり、仁王村高橋相模が司なり」とあり、「相殿一座」として石神を記す。当社は鎮守で、拝殿は、湯殿山や飯豊山参詣の時のお籠り所になつていていた（町史5五四六）。下杉の熊野については、「新風土記」に、「鎮座の初詳ならず、石鳥居・幣殿・拝殿あり」とあり、「相殿二座」として稻荷と日光を記す。別當は相原院で本山派の修驗と記す。当社も鎮守で、祭礼は八月二十日。五穀豐穰と家内安全を祈願するという（町史5五四九）。

岩渕の熊野については、西と東にあり、西の宮は、堀込と岩渕で祀る神、「作兵衛茶呑咄」には、祠のみで、九月十九日に佐藤伊賀という神主が務めるとある。東の宮は兎沢で祀る神で、天明三年の飢饉の時に豊熟を願つて祀られたという（町史5五五三）。

次に永井野の熊野については、元久年間（一一〇四～〇六）の頃、岡部宗四郎の館の続きに祀られ、旧村社であつたという（町史5四八四）。祭神は、伊弉冉・速玉男命・素盞鳴命・事解男命の四神。祭礼は九月十日・十一日で、十一日の日に神輿（後に太鼓台一台）が町内を練り歩く。神輿は、頭屋（毎年かわる）で家内安全の祈祷をするのが恒例。頭屋では、総代や役員を座敷に上げ、お膳を出して振舞うのが習わしである。昔は、頭屋になると屋根をふきかえ、脛をかえたという。

6 手児神社

松岸の手児神社は、伊佐須美明神と同様、欽明天皇十三年（五五二）に明神ヶ岳から勧請され、その後享禄二年（一五二九）に宗輔という者が再興したと「新風土記」にある。

欽明天皇十三年はもちろん縁起・伝承の示す年代であるが、享禄二年という年紀は、同社に伝存する棟札で裏付される。現存棟札銘と、「新風土記」に掲載された全文銘と付け合せてみると次のようである。

聖主天中天	大旦那宗輔	大工藏助殿小工十余人	封
迦陵頻伽聲		結縁	
本願當社神主成田助左衛門山取	□人		
等			
哀愍衆生者	右當社番匠二百六十余人	鍛治左衛門五郎	
我等今敬禮	時享禄二天己丑九月廿七日	敬白	封
		衆等	

この棟札は、一〇余人の小工や、二六〇人を越える番匠を要したことからみて、建立時の棟札であろうし、かなり大きな社であったかと思われる。当社神主が本願になつていているところをみると、あるいは再興であつたかも知れない。手児神社には、この他、天文二十年（一五五一）の神号額、弘治三年（一五五七）、天正三年（一五七五）、元和五年（一六一九）、延宝三年（一六七五）、貞享四年（一六八七）、宝永五年（一七〇八）、享保十二年（一七二二七）、宝暦十一年（一七六二）、文政十一年（一八二八）、万延元年（一八六〇）等の棟札があり、享禄以後の当社の継続が裏付

される。

この他当社に関する資料として、松岸寺の元和三年紀年の鰐口がある。これは、銘文に「奉寄進手子宮御神前靈寶也」とあり、本来は手児神社に奉納されたものである。

さて、手児神社の勧請の由来については、寛文九年（一六六九）の縁起を大正三年に写したとするもの（町史3六五七）がある。この縁起には、二種の由来を記してある。その一種は、旧記に曰とし、明神ヶ岳の、雷電が巖、獅子が岩沢は、児大神の初現の地で、これは、役の行者がこの里に来たとき、児大神が出現したので、大宮山手児大神と崇祀つたというものである。

もう一種は、「日本旧事本紀」にあるとして次のように記す。

伊勢国渡会郡神乳山で大きな光り物が國中に充ちていた。神官が行つてみると、大きな獸に乗つた一人の児がおり、その姿は極めて尊く、獸は極めて猛々しく怖しく感じられた。天照大神が話していうには、このような大神は、辰旦国五峯山岳に在す「世知の中知世、聖の中聖、天知の師」であるからこれを崇めて祭るべし。また児大神の乗る獸は、悪神が甚だ怖れるのでこれを神前に置くべしという。児大神は、分身して一身は山田永居にとどまり、獸は磐と化した。一身は空に飛んで陸奥国会津郡永居（長江）の莊嚴山に降臨した。明神ヶ岳、雷電が巖、獅子が沢は、児太神の靈窟である、という内容である。

右の縁起中、大きな獸に乗つた児が、辰旦国（五峯山）即ち、中国の五台山にいます聖、天知の師であると記すのは、獅子に乗る文殊菩薩をさしていると思われる。五台山は文殊應現の地であり、文殊の聖地とされ、唐代後期から生身の文殊が住むともいいう信仰がさかんであつたという。「児文殊」は、即ち文殊菩薩の事であろう。

手児神社が文殊と密接であつたことは、元和五年（一六一九）の年紀をもつ手児神社の棟札銘に文殊の種子が記されていることで確実である。なお、この棟札の種子について、「町史」第二巻の解説で文殊菩薩の種子は大黒天の種子と誤ったものかとあるが、誤つて書かれたのではないことになる。これに関連して、元和三年（一六一七）の年紀をつ松岸寺の鰐口に刻まれている種子も文殊としなければならないであろう。この鰐口は、銘文に「奉寄進手子宮御社前」とあるので本来手児神社に奉納されたものである。

一方、手児神社では、祭神を素盞鳴命とするが、縁起では大きな沼に住んで人々に害をなす大蛇について、伊佐須美大明神にもうしあげたところ、小童に神が乗り移つり、岳山に祀られている素盞鳴命を勧請して祈れば、憂いを免れると告げたので、松岸に宮を遷し、奥の院の牛頭天皇（王）として崇めたとある。素盞鳴命は牛頭天王と同体とするが、牛頭天王は、災厄を除くとして信仰される神である。手児神社がこの素盞鳴命と牛頭天王を主神として祀つてきたことは、天文二十年（一五五一）紀年の神額に「素盞鳴牛頭天王」と記することで明らかである。

手児神社の利益については、次のように記す。

詩歌・管弦・執筆の芸能、児童聰明睿智に至る事、此の神恩にあらずといふ事なし。武士ハ弓馬六芸に薦有、名は万邦に顯れ、位は高く昇る。福は重く累なり、農家ハ耕す物実らずと云ふ事なく、洪水旱魃の患を免れ、工匠ハ其の巧所に神秘不思議の功あらハれ、世にモテはやされる事疑なし、商売は其の求むる品交易、日々に千万の利得有りて損失愁なし、（中略）常に震雷水患火災疾病を逃れ、貧窮の身は今日足る事を得る。男女疾妬の恨一切の害をまぬかるる。

これらの利益は、手児神社に祀られる相殿神の利益を含めたものと考えられる。



牛頭天王守札



手児神社



手児神社の相殿神については、「天神宮靈像、牛頭天王、諏訪神社、鬼渡り神社」を記すが、「新風土記」は、四神のうち天神ではなく伊勢宮をあげている。「詩歌管弦執筆の芸能、児童聰明睿智に至る」とする利益は、天神の利益に合う。あるいは文殊の利益にも合うところである。

手児神社の祭礼は、「新風土記」に、「二月七日と八日、八月の二十日と二十一日とある。素盞鳴命・牛頭天王は、疫神を追い払う力があるとして信仰されるが、二月八日を祭礼としているのには、何か関係があろう。民間ではこの日日籠を下げて、悪魔除とする風習がある。

現行の祭礼行事は、一月一日に歲旦祭。二月十一日に紀元祭。三月十七日は月後れの年越の祭で、五穀豊穫を祈願する。祭典後は直会。参列者には、スルメとニシンが振舞われる。この日、厄年に当る人の厄払いも行われる。八月三十一日と九月一日（本まつり）は二百十日の祭り。九月十五日は例大祭である。

7 聖神社

会津高田町には、宗教法人登録の聖神社が二社ある。その一つは、大字西本字北原にあり、他の一社は、藤家館字内城にある。

この神社の性格はよくわからない。藤家館の神社については、祭神が倉稻魂命くらいのみなみのみこととあるので稻荷同様穀物の神であろうか。『古事記』では、伊怒比売神と大年神の間に生れた神



聖神社(領家)

である。有名な信太明神（大阪府和泉市）（聖神社）の社の森は、信太の森といわれ、信太の狐の話しがある。

「新風土記」に冑組海老山村の聖神については、「寛文の頃まで當山住持垂海、干時明応六年二月二十二日と記せし棟札ありしと云」とある。この神社の棟札であるとすれば、明応六年（一四九二）には存在している社である。

なお、宗教法人名簿によると、会津では、会津本郷町の福重岡、猪苗代町の中小松、及び蚕養に聖神社がある。

8 意加美神社・龍藏権現

意加美神社という名称は古くからの社名ではない。明治の神仏分離以後の名で、それまでは龍藏権現（龍藏神社）といった。法用寺觀音堂の左脇から裏山を少し上ったところにある。寛文五年の「万改帳」には、
一龍藏権現ノ社、觀音堂ノ西山根ニ有リ、社ハ二間三間ニシテ蘚葺ナリ、社地東西四間、南北七間有リ、則此所ヲ雀林森ト云也
とある。

この龍藏権現の社は、「雀林森」といわれるよう、當時森化した樹林の中にあつたと考えられる。古木の生い茂る森であつたと思われるが、「雀林」の地名を冠するこの森は、特別神聖な場所として人の手が入らなかつたために形成されたものと思われる。神聖視されてきた中心は、龍藏権現であろう。法用寺内でも特別な存在として扱われてきた龍藏権現は、恐らく、法用寺の鎮守的な存在であつたと思われる。法用寺と不可分の存在で、場合によつては法用寺以前の神と思われる。

この神の性格は、「龍藏」という名称から、水の神とみられるが、「新風土記」に、「龍藏神社（略）村西山上にあり、祭神は五龍王神なり」とある。「五龍」・「五龍神」は、道教や仏教で、雨乞いに祀る神であり、すなわち水の神である。

いうまでもなく、水神が祀られるには、山の神の山のごとく、水場がなくてはならないが、当地の場合は、法用寺裏山奥にある古潟沼であろう。この沼については、寛文六年（一六六六）の『会津風土記』に次のようにある。

古方沼、在「雀林山」、沼「一曰レ雄、周可二百四十步」、中之州、曰レ蓋、俗曰此蓋隨水浮沈、一曰レ雌、縱百五十步、歲旱祈雨于此、二沼、明暦元年築レ堤納瀧水、備旱魃

古潟沼は、「二つの沼からなり、一方を雄沼、一方を雌沼と区別されているが、この沼は、旱魃の時に雨乞いをする沼であった。もともとこの沼は、里の田畠を潤す水源であり、灌漑用の水路跡が幾本も発見されている。(『法用寺の歴史と地域文化』平成十三年)。

龍藏権現は、この水源の沼・水の神格として祀られたものと思われる。祭神を雨乞いの神五龍とするのは、この沼が雨乞いの地であるからと思われる。

なお、法用寺は、この地に住む人々によって建てられたはずであり、法用寺建立以前の人々にとって、この沼は重要な水源であったはずである。その大切な水源の水神は、法用寺以前から祀られていたに違いないのである。

従つて法用寺は、この大切な水源地・水神の坐す地に建てられたと考えなければならない。その最初の仏は観音菩薩であつたろう。

このように考えると、水源の沼・龍藏権現と観音建立という構図は、水神滝藏権現の地に十一面観音像が安置され化した、奈良長谷寺の創建構図に一致する。

既に良く知られているように、法用寺に伝わる観音堂本尊の縁起は、奈良長谷寺の縁起とほとんど同じ内容で、養老四年（七二〇）霹靂木をもつて十一面観音が造立されたとし、本木の像は法用寺、中木の像は、讃州戸戸寺（志戸寺）、末木像は、和州長谷寺である。また、法用寺には、奈良長谷寺の創建に深くかかわった、得道の像といわれる像

があり、本尊十一面觀音は、応永四年紀年の版木にみられるように、右手に錫杖を持つた長谷寺式觀音菩薩である。この版木にあらわされた法用寺の觀音は、奈良長谷信仰を強く受けていることがわかり、その長谷信仰にもとづいて造立されたことは間違いない。

龍藏権現の祭日については、「風俗古例帳」に

一龍藏権現之社有、毎歳九月廿九日を祭礼日と定、氏子詣て遊日とす、別當法用寺より幣を捧、此社、破損の時ハ、前々村中氏子とも思ひ寄に償、加修理

とある。

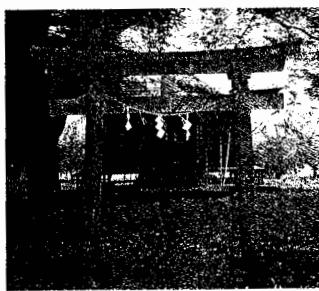
九月二十九日は、九月九日・十九日とともに秋の収穫祭の日に当る。田畠を潤した水神に、感謝しまつることに合つた祭礼日である。

9 鬼渡神社

富岡に二渡神社、八木沢に御庭渡神社、箕作・袖山・永井野に鬼渡神社があり、永井野の熊野神社と松岸の手児神社、それに橋爪の熊野神社の相殿にも鬼渡が祀られている。

また、無量の鬼荒神社に延宝三年（一六七五）の札があり、これに「奉勸請日光大名神安鎮座 熊野大権現、鬼渡・山神二座」とあるので、この神社にも合祀されている。

さて、この神社の社名は、鬼渡・二渡・御庭渡と一定していないが、県内には、根渡・三渡・見渡・三輪渡・二羽渡等様々な字をあてた神社がある。会津は「鬼渡」と書く神社が多いようである。これらは、ひと括りにできる神社と思われるが、祭神は必ら



二渡神社(富岡)

ずしも一致していないので、これらの神社の神の性格は不明である。

「町史」第七巻に掲載された「各地区の神社」によると、永井野と寺入の鬼渡神社の祭神は、阿須波命と波比伎（岐）命、箕作の鬼渡神社は「五十猛命」、富岡の二渡神社は、「船玉命」とある。但し二渡社の祭神については、「新風土記」に「十八よ魂命」とある。

福島県中通りでは、通称を「ニワトリごんげん（権現）」といい、百日咳など流行性の風邪の時に、ニワトリ（鶏）の絵馬や卵を奉納して願う風習があった。

富岡の二渡神社については、「風俗古例帳」に

一 鎮守二渡権現 祭礼毎歳九月九日、高田村社家来テ祭之、村中へ御檄賦る、人別ニ初尾錢壹文ツゝ出之
とある。『新風土記』によると二渡社の相殿十三座（伊勢宮二座、三島神一座、稻荷神二座、雷神一座、若宮八幡二座、幸神、権現、伊豆神）とある。

10 青麻宮

青麻を祀る宮は寺入にある。青麻神社とある石柱と石の鳥居の奥に石祠が二つあり、そのうちの一つに「宝永六年（一七〇九）八月」の銘がある。この地区では「中氣の神様」と称しているというから、宮城県仙台市岩切青麻沢に青麻神社の分霊を祀つたのであろう。仙台の青麻神社は中氣の神様として信仰され、石祠や石碑が浜通り（浪江町・双葉町・葛尾村）や中通り（塙町・大信村等）に見られる。会津では三島町に「青麻大権現」と記す文久元年の碑がある。青麻神を祀る祠や石碑は文化年間以降のものが多いらしく、宝永六年の紀年をもつ寺入の石祠は、青麻神を祀るものではないかも知れない。

(三) 神仏への祈願

平成十一年に会津高田町が実施した、「民俗アンケート調査」によると、安産・子育・病気、家内安全、交通安全、合格などの祈願先についての回答がみられる。

これによると、安産・子育の場合、回答一五例のうち、オンバさま四例（高田上町のオンバさま二、赤留不動堂のンバさま一）、伊佐須美神社二例で、その他には、子育稻荷、竹原疣地藏、大沼神社、双子地藏、觀音・地藏、阿弥陀様、村地藏様、近くの神社の各一例があつた。中には別に祈願しないという回答も一例ある。

次に、家内安全では、回答一五例のうち伊佐須美神社とだけ回答したもののが五例あり、その他は、伊佐須美神社・龍興寺不動、永井野熊野、金跨神社、橋爪薬師寺、聖神社・藤田稻荷、村鎮守・伊佐須美、近くの社、家の神仏の各一例であつた。

次に交通安全では、回答一三例中、七例が伊佐須美神社であった。他に村鎮守又は伊佐須美、龍興寺不動又は伊佐須美他近くの社、家の神仏とするものがあつた。

合格祈願では、回答一五例中、七例が高田の文殊さま、他に、菅原神社・文殊、村鎮守・文殊、文殊・天神・長福寺、龍興寺不動・伊佐須美、立行事の稻荷、近くの神社等の各一例であつた。

以上をみると、合格祈願や交通安全等では共通する祈願先がみられるがそれも約半数で、他は近くの神仏であり、家内安全や安産・子育ても近くの神仏へ祈願していることがわかる。

二 家・屋敷の神と信仰

(一) 家屋内の祀り場と神

神を祀る場というのは、具体的にいえば、幣束を立てる場、注連（七五三）を飾る場、神社のお札（守札）を納める場、正月の松を飾る場である。

幣束や松は神の依代（憑代とも。神靈がのり移るもの）であり、注連はその内側が神域をあらわす標である。このような神の祀り場は、屋内（家内）と家敷にある。

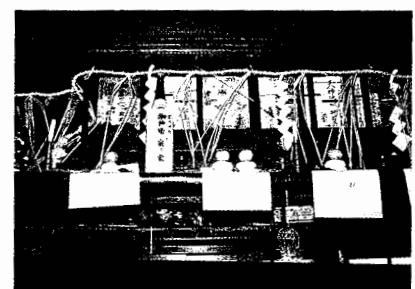
屋内では、神棚とカマドの柱・便所など、家敷内では、井戸・洗い場、祠のある場所である。神棚は、居間・茶の間にあるオメイに設けられている。

なお、仏壇は、オメイに神棚と一緒に置く家と、神棚とは別にし、ナカマ（中の間）に置く家がある。

オメイの神棚は、長押の上に設けられる。長押上に棚を取り付け壁に守札を貼る家や、長押上に奥行のある空間を設け、ここに、木製の祠を置く家がある。中には、ミニチュアの神社様のものを置く家や、複数の小祠を置く家もある。神社様のものでは、十一、二本の柱と柿葺の片屋根（二重垂木）を持つものもある。こうした、大きな神棚や、数の小祠のある家は、旧家の大きな家に多い。神棚が、部屋の二方に及ぶ家もある。



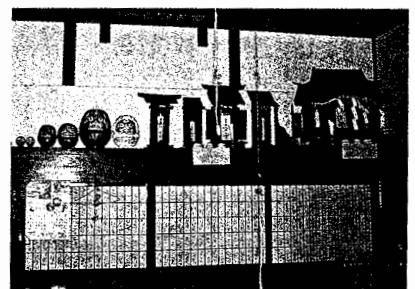
神 棚



神 棚



神 棚



神 棚

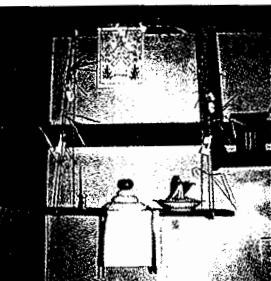
こうした神棚には様々な札が納められている。各家に共通するように思われる守札では、伊佐須美神社の札、古峯神社の札、出雲大社の札等で、その他では、月山神社、金華山黄金山神社、大山祇神社、日光東照宮等の札がみられ、地元の鎮守の札もみられる。守札の中には「厄解祈禱牘」の札、柳津円蔵寺の札もみられる。古い守札では、「田島郷社 痘神御璽」とある、田島町田出宇賀神社の札を貼り残している家もある。

正月神棚の注連は、藁縄に藁茎を等間隔に垂らし、これに紙垂を下げたものや、さらに「ゆずり葉」や松葉を下げるものなど様々である。藁茎は、七本、五本、三本に分けて下げているようである。

供え物は、白紙に丸餅二個を重ね、この上に「みかん」を載せたもの一重ねと昆布である。

歳徳神の棚もオメイに設けられる。赤留の大竹家や鈴木家、入桧和田の川島家、尾崎窪の金田家等では、吊棚である。

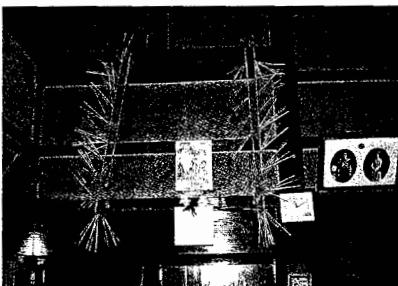
つた。棚は、左右の端それを注連縄で吊つたものである。この注連縄も紙垂のあるものやないものの、棚を吊る注縄の両端に松葉や「ゆずり葉」、それに昆布を下げるものなど様々である。棚の上方に歳徳神の絵札を一枚貼つてある家が多いが、赤留の鈴木家では、「歳徳神」と書いた掛軸を下げておく。神の中央に「歳徳大神」と書き、右に「日天・七福神」、左に「月天・八將軍」と書く家もある。また、「歳徳神」、「大黒神」とそれぞれ書いた紙を貼る家もある。



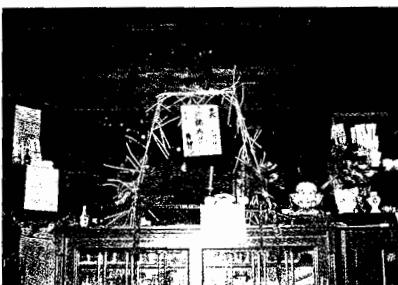
歳徳神



歳徳神



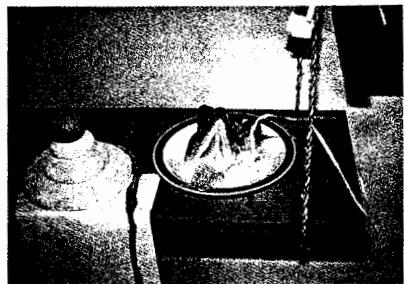
歳徳神



歳徳神

歳徳神への供え物は、下から大・中・小の丸餅を三つ重ねて、これに、みかんを載せたもの一重ね（二重ねの家もある）と昆布それに、ローソク立て一本、お神酒徳利一本などである。掛軸を下げた赤留の鈴木家では、葉つきの蕪一個を供えてあり、同じく赤留の大竹家では、皿に魚の頭を供えてある。

次に、カマド神の祀り場は、カマドあるいは台所の柱か、これに近い所である。旧家の家では、カマドの柱に板を取り付け、供え物を置けるようにしている。正月などは、ここにも丸餅を三つ重ねたものと、昆布などを供える家がある。ここに祀られるのは、火の神（オカマサマ）で、火伏の神札を貼る。幣束は、九月（又は一月とする家もある）に飾られる。



歳徳神への供え物



守札



守札

この他、内井戸のある家では、井戸や流しのそばに幣束が飾られる。

便所には、とくに注連縄や幣を飾ることはないが、子供の生れた家では、一四日以内に、祖母が子供を抱いてお参りする。お参りを七日目とする家もあり、これを、セツチンマイリと称している。

(二) 敷地内の祀り場と神

屋敷内の神のうち、とくに家敷を守る神としては、稻荷を祀る家が多いとされる（町誌第四章民俗）が、『松坂地区民俗調査報告書』（昭和六十年二月）で報告されている下谷ヶ地内の家敷神も稻荷とする家が多い。稻荷の他では、愛宕、伊佐須美とする家もある（表3）。

一般に、家敷内に井戸や洗い場等のある家では水神を祀るが、下谷ヶ地の報告では、一家のみである。『昭和53年度民俗文化財分布調査票』によると、東尾岐の茗荷平の白岩家、吉田の目黒家で水神を祀る。家敷神では、上述の白岩家・目黒家、それに雀林では、全体として少く、あるのは稻荷であると報告されている。またその稻荷の祭りの日を初午とする家では、下谷ヶ地の調査でも稻荷を祀る家では初午とし、小轍を立て、赤飯を供えるとある。この他にも、九月十九日に同様にまつるとする家がある。愛宕を家敷神とする家では、二月二十四日と九月十九日を祭日とする。愛宕の本地仏が地蔵菩薩で、地蔵の縁日が二十四日のため、京都の愛宕をはじめ多くの愛宕が、二十四日を祭日・縁日とする。この日、赤飯を炊いて供え、小轍を立てるという。九月十九日は節句のため、餅を搗き供える。やはり小轍を立てる。

伊佐須美の神を家敷神とするのは、地域的な特色である。会津高田町でどの程度このような例があるかわからないが、地元の神を家敷神とする例は、一般的にみて希かと思われる。祭日は、伊佐須美神社の御田植祭の祭日という。現在、御田植祭の祭日は、七月十二日である。

次に、家・家敷の神々を含めて、それらに神を招く依代である幣束をどこにたてるのかを、平成十一年に行なったアンケート結果からまとめるところのとおりである。

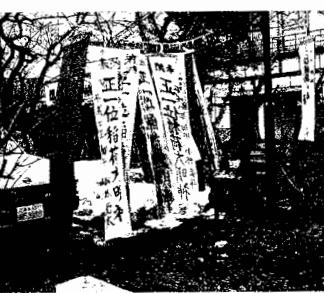
なお、アンケートに「氏神」とあるが、家敷神のことと考える。

一四家のうち、神棚のみにあげる家は三例、神棚、水神、カマド神、氏神、その他にあげる家二例、神棚、水神、の他にあげる家と水神、カマド神、氏神、その他にあげる家も二例あった。その他、各一例とする家がある。神棚のみとする家の場合は氏神や水神を祀る場がない家かと思う。

各家があげる幣束の本数は様々で、最も多い家では一二本を、これに次ぐのは九本である。以下順に示すと、七本、六本、五本、四本、三本、二本、一本となる。三本の家は二軒、一本の家は三軒である。

表3 松阪地区の家敷神（『松坂地区民俗調査報告書』（昭和六十年）より作成）

	所 在	神 名	祠	方 角	祭 日	供 え 物	他	願 の 内 容
1	下谷ヶ地 久家良助家	稻 荷	石	北 西 隅	初 午、9月19日	赤飯を供え、小轍を立てる、近所 の人も参拝		家内安全・五穀豊穫
2	下谷ヶ地 久家武光家	愛 宕	石	北 西 隅	2月24日、9月19日 2月29日祭日 9月19日節句	赤飯、小轍 毎朝 祭神火産靈神		家内安全・五穀豊穫
3	下谷ヶ地 日黒輝子家	稻 荷	石	南 西 隅	初 午	赤飯、赤白の小轍 餅、小轍 毎朝 ご飯		家内安全・五穀豊穫
4	下谷ヶ地 小原久治家	稻 荷	石	東 北 隅	お田植祭と同日 初午、もの日	餅を搗いて供える		家内安全・五穀豊穫
5	下谷ヶ地 小原彬家	稻 荷	木造(旧石造)	北 西 隅		赤飯、小轍		家内安全・五穀豊穫
6	下谷ヶ地 〃家	水 神	石	庭内流水の傍	特になし			家内安全・五穀豊穫
7	下谷ヶ地 小原勝吾家	稻 荷	石	東 北 隅	初 午	赤飯を供え、赤白の小轍を立てる		家内安全・五穀豊穫



屋敷神～稻荷～



屋敷神～水神～

三 寺院・仏堂とほとけへの信仰

(一) 寺院の概要

いうまでもなく寺院は、仏・菩薩を安置する建物・殿堂である。また、安置された仏・菩薩を預り守る僧侶達の信仰の場、修業場、伝導の場である。一方、寺院は、殿堂の建立とその後の維持に力を尽した檀那達、あるいは檀那達の住む地域全体の安全・安泰を祈願する場である。さらに、亡くなつた檀那達の葬祭とその後の供養（盆供養・年忌供養他）を行う場であり、位牌の安置所もある。各檀家の墓所・墓碑群が、寺域内、又は近くに隣接する寺も少くない。寺はまた、年頭祈祷や仏・菩薩に関する諸行事を行う場であるが、これらを通して、檀那・檀家あるいは地域住民と深く結びついており、信仰上重要な機能を持つている。

そこで、はじめに現在会津高田町域にはどのような寺があるか、寺名・所在・宗派・開創年代等を調べ、さらに住民達が檀那・檀家として寺と強固に結びつきがはじまる時期をさぐる。次に住民檀家（那）と寺とが信仰を中心として結びついている具体的姿の例をあげる。

現在、大沼郡内で宗教法人名簿に登録されている寺院は八五カ寺である。このうち、会津高田町には四一カ寺あり、ト全寺院の約半数に及ぶ。会津高田町を除く郡下他町村の寺院数は表4のとおりで、会津本郷町一〇カ寺、新鶴村一五カ寺、三島町八カ寺、金山町七カ寺、昭和村四カ寺である。

会津高田町四一カ寺の宗派別寺数では、天台宗一六カ寺、曹洞宗一六カ寺、真言宗四カ寺（内豊山派・長谷寺派二、室生寺派一）、浄土宗三カ寺、浄土真宗と時宗がそれぞれ一カ寺となっている。天台と曹洞の両宗寺院で八割近くを占

めているが、宗派別寺院数でみた場合の特色である。中でも、一町村内に天台宗寺院が一六カ寺存在するのは会津全体でも他に例がなく、宗派上からみた場合の特色である。会津高田町以外では、会津若松市八カ寺、喜多方市二カ寺、下郷町二カ寺、北塙原村・会津坂下町・河東町に各一カ寺という状況である。会津全体の天台宗寺院は三一カ寺であるが、その半数以上が会津高田町域にあることになる。

宗派別の特色では、この他時宗と浄土真宗の寺があることであろう。共に一カ寺のみながら、時宗の寺は、大沼郡下では会津高田町のみであり、浄土真宗の寺も会津高田町以外では、会津本郷町に一カ寺あるだけである。会津高田町に臨済宗と日蓮宗の寺がないのも特色である。

次に各宗寺院の分布をみると、天台宗寺院は、旧藤川村・高田町・赤沢村方面に多く、曹洞宗寺院は、旧旭村・尾岐村・永井野村方面に多くみられる。浄土宗、浄土真宗、時宗の各寺院は高田町・藤川村域にある。真言宗の寺院は旧赤沢村（赤留・寺崎）・旭村（長岡・小川塗）等にあり、寺崎の仏照寺以外は山際にある。

右のような諸寺院が、会津高田町域に、いつ頃から存在しているのかは、各寺院の開創や中・再興年代を考証確認しなければならないが、詳細は、既に述べられている（町史7第八章）ので、記述は省略し、一覧に示すと表5のごとくである。なお表中の寺名や宗派等の順序は、『福島県宗教法人名簿』に従つている。

この表によつて各時代ごとの寺数（開創年代を確認できなかつた寺は止むを得ず除いた）をみると、平安時代の年代とする寺院は法用寺・龍興寺・仁王寺・薬師寺・今泉寺・福泉寺・長福寺の七カ寺である。このうち、長福寺は真言宗、他は天台宗である。次に鎌倉時代の年代とする寺院は、常樂寺・觀音寺の二カ寺である。いずれも曹洞宗の寺であるが、曹洞宗派の寺が会津に及ぶのは南北朝時代に入つてからで、源翁を開山とする慶徳寺（喜多方市慶徳町）・示現寺（熱塩加納村）等が同宗の寺として最も早い。従つて常樂寺・觀音寺が曹洞宗派の寺とされたのは後のことで

ある。常楽寺は、天正年中（一五七三～一五九一）、蒲生氏の時、寺領を失い堂宇が廃毀、寛文年中（一六六一～一六七二）尾岐窪龍門寺の六世默岑昌闇によつて再興されたというので、これ以来曹洞宗となつたのである。また、観音寺は、寛永元年（一六二四）に越後からきた雲芸が中興したとある（『新風土記』）ので、曹洞宗となつたのはこの雲芸以降であろう。龍門寺七世に尊芸がいるが、あるいはこの人か。次に南北朝時代を開創の年代とする寺院は、正法寺・清龍寺で共に天台宗である。清龍寺は、暦応二年（一二三三九）円済の開基、正法寺は応暦二年、応照の開基とする（『新風土記』）。但し、「応暦」の年号はないので「新風土記」は誤どし、「会津旧事雜考」では康暦元年（一三七九）の事としていると記す。あるいは「応暦」は、「暦応」のまちがいかも知れない。この二寺のうち正法寺は、元和元年（一六一五）の時玄照が再興し、明暦二年（一六五七）照宝の時に仁王寺の門徒になつたとある（『新風土記』）。

次に南北朝時代以降では室町時代も一五世紀から一六世紀を開創の年代とする寺院として松沢寺・長光寺・法幢寺・龍門寺・成徳寺・東照寺・龍渕寺・長福寺・延命寺・正法寺・心光寺・松岸寺・高藏寺・大光寺・慈徳寺・常明寺・薬師寺の一七カ寺がみられる。このうち、松沢寺・龍門寺・成徳寺・東照寺・龍渕寺・松岸寺・高藏寺・慈徳寺は曹洞宗、長光寺は時宗、法幢寺・正法寺・心光寺は浄土宗、大光寺・薬師寺は天台宗、常明寺は真言宗である。曹洞宗の松沢寺は永享元年あるいは永享年中（一四二九～一四五二）渤海中珊の開山とするが、このとおりとすれば、会津高田町域で最も早く成立した曹洞宗の寺ということになる。渤海中珊は、越後耕雲寺の四世に当る。松沢寺は、尊寺・大同寺・勝方寺等と同様越後の耕雲寺末である（『延享度曹洞宗寺院本末牒』）。松沢寺に次ぐのは龍門寺で、明応九年（一五〇〇）傑伝禪長の開山とする。傑伝は宇都宮成高寺の二世である。時宗や浄土宗の寺も室町期に成立したらしい。時宗長光寺は文安中（一四四四～一四五九）、浄土宗法幢寺は明応三年（一四九四）、正法寺は天文二年（一五三三）、心光寺は天文三年（一五三四）の開創とする。

次に江戸時代（慶長八年以降）を開創の年代とする寺院は、福泉寺・福生寺・安樂寺・普門寺・長福寺・松岩寺・無量寺等である。このうち、長福寺・無量寺は曹洞宗、松岩寺は真言宗である。他は天台宗。この他に旭寺入の曹洞宗地蔵寺は慶長中の再興とあり、一六世紀末か一七世紀はじめに成立した寺であろう。

以上寺院の開創年代をみると、今日みられる会津高田町域の寺院の約八割は、室町時代以降に建立されたり、再興された寺という結果である。それも、戦国期から江戸時代のはじめの事が多い。いうまでもなく、寺檀関係の結びつく基盤の一つは、寺院の成立であり、会津高田町では右のような状況であった。

(二) 寺院と檀家

こうした寺に、住民が檀那・檀家として等しくしかも固定的に結びつくようになるのは、政治的な政策が大きな要因をなした。既によく知られていることであるが、江戸時代になつて幕府が一層押し進めたキリスト教の禁制とキリスト教の摘発が要因である。キリスト教であるかそうでないかの調査は、人々の宗旨、即ち、信じている宗派を改めるという方法で行われたが、キリスト教ではないという証明は、仏教寺院（僧侶）がおこなつた。当时、寺とは自由な信仰上の結びつきがあり、住民の全てが特定な寺院と固定的に結びついているという状況にはなかつたと思われるが、宗旨改を機にそうではなくなつていった。仏教信者であるという宗旨の証明は、その寺の檀那・檀家であるという寺檀関係を前提として、檀那寺が行つたからである。檀那寺の決定は、信仰が中心であつたろうが、距離等地理的条件により、選択の余地なく決めざるを得ない場合もあつたろう。

さて、会津藩の場合は、保科正之が藩主となつた寛永二十年（一六四三）以後、宗旨改帳が見られるようになり、固定的な寺檀関係の強化もこの頃からであろう。現在、会津で最も古い宗旨改帳は、一例確認されるが、その一つは、

寛永二十一年一月の「宗旨御改之帳」(河東町荒井家)、もう一例は、同年六月の「吉利支丹改申帳」(田島町南泉寺)である。ただし、この頃は、宗旨改を毎年行つてはいなかつたと思われる。全国的に毎歳宗旨改実を実施し、その結果として人別帳を作成するようになるのは、寛文五年以後とされ、記載方法が画一化されるのは、寛文十年以後といわれる。

金津藩では、例年は貞享二年（一六八五）の「風俗古例帳」に

一毎春二月中耶蘇宗門御改帳面仕立、郷頭・肝煎・地首共に加判、御代官判形取、郡御奉行所へ上ル

とあるので、宗旨改はこの頃には慣例化していた

木村の宗旨を説いていれば専門の行政機關という役割が説せられ、寺檀はこの面で一
体関係を保つて行く。特に、寺檀関係は、寺と檀那個人との関係が失われ、寺と家との関係になつて行き、家の宗旨
がその家に住む住人の宗旨となつて行つた。

一方、寺院との信仰上の本質的な結びつきでは、葬儀と供養の面を第一にあげなければならない。江戸時代に檀家の宗旨証明機関として強固となつた寺檀関係が、宗旨改を廃止した明治以後今日まで、その中心をなすのが、葬儀と供養である。死者や死者の新霊、先祖靈は、手厚く扱わなければいけないという思いがあり、これを専門に扱つたのが寺院・僧侶である。特定宗派の寺院との寺檀関係が固定化すると、当然檀那寺が檀家の葬儀や供養を行い、それが何代にもわたつて継続されることになる。

会津でこのような、葬儀や供養が行われていた様子は、貞享二年の「風俗帳古例帳」に見ることができる。例えば、「死人を葬ハ、参拝所之住持を招」、「弔之節も僧を請」(川沼郡野沢組百姓民間営業風俗改書上申帳)、「死去有事は(略)初日より三日七日菩提所之出家を招て吊【弔】」「地下萬定書上帳、大沼郡高田組)、「相果候ヘハ、則牌所之住持を呼」(会津郡都村之品々書上ヶ申帳、伊南古町組)等と、また先祖の供養につけても、「先祖之年忌弔之事、その日ニ当り首より牌所

表4 宗派別にみた、大沼郡各町村の寺数（「宗教法人名簿」による）

										町村別
時 計	日 宗	臨 濟 宗 妙 心 派	天 台 宗	淨 土 宗	淨 土 宗	真 言 宗 室 生 寺 派	真 言 宗 豊 山 派	曹 洞 宗	曹 洞 宗	町村別
41	1			16	1	3	1	3	16	会津高田町
10			1	2	1	1			3	2
15				5		6			1	3
8		1	1						1	5
7								4	1	2
4										4
85	1	1	2	23	2	10	5	9	32	計

之住持を請」（「会津郡郷村之品々書上ヶ申帳、伊南古町組」）等とある。

右によれば、「参拝所」・「菩提所」・「牌所」とあるのが檀那寺で、「牌所」という方に、檀那寺には、既に檀那各家の位牌が置かれており、檀家の先祖靈のまつり場、供養所になつてゐた様子が窺われる。恐らく、檀那寺の過去帳にも戒名が記入され、埋葬地が寺に近接する墓地内にある家も少なくなかつたであろう。

表5 会津高田町の寺院

宗	派	寺名	所 在 地	宗	派	寺名	所 在 地
曹洞宗	觀音寺	字宮ノ腰		真言宗室生寺派		松岩寺	大字旭市川字小川前
〃	高藏寺	大字荻窪字清水尻		真言宗豊山派		常明寺	大字赤留字丸山
〃	松岸寺	大字松岸字中丸		慈徳寺	大字旭寺入字梨子窪	淨土宗	大字旭無量字中村
〃	常榮寺	大字藤家館字中田尻		成徳寺	大字富川字上中川	法幢寺	大字寺崎字地蔵免
〃	長泉寺	大字東尾岐字遅沢		長福寺	大字永井野字中町	正覺寺	大字橋丸字川東
天台宗	長福寺	大字旭杉原字家東		天台宗	安榮寺	心光寺	大字寺崎字地蔵免
天台宗	地藏寺	大字旭寺入字村北		天台宗	延命寺	大字下堀字中川	大字橋丸字川東
天台宗	東照寺	大字旭無量字中田		天台宗	館泉寺	大字勝原字古屋敷	大字勝原字西勝
天台宗	法藏寺	大字旭寺入字奉行		天台宗	今泉寺	大字勝原字村内	大字勝原字古屋敷
天台宗	無量寺	大字吉田字林ノ内		天台宗	清龍寺	大字杉屋字上屋敷	大字勝原字古屋敷
天台宗	龍門寺	大字尾岐窪字本屋敷		天王寺	大光寺	字文殊西	大字勝原字古屋敷
天台宗	龍渕寺	大字吉田字村中		天王寺	大字藤家館字山王西	字高田	大字勝原字古屋敷
天台宗	仁王寺	大字吉田字村中					
天台宗	福生寺	大字富川字富岡					
天台宗	福泉寺	大字八木沢字福泉寺					
普門寺	宇安田						
法用寺	大字雀林字三番山下						

(三) 寺院と年中行事

寺院は、いうまでもなく仏・菩薩を安置しまつる殿堂であり、仏・菩薩を信仰し守り、仏教を伝導する場である。

また、とくに江戸時代になつてからは、祈祷を専門にする寺は別として、各寺院と檀家・檀那との関係が密接となり、檀那達の死にあたつての葬礼や死後供養の場となつてゐる。諸檀家・檀那の靈屋・菩提所であり、寺院の重要な機能の一つである。

一方、寺は、死と死後供養の機能のみでなく、本尊をはじめ、寺内の仏・菩薩、あるいは教祖釈迦や諸宗の宗祖・派祖の誕生・忌日等に対するまつり場であり、それらのまつりをはじめとする様々な行事が行われる場でもある。それらの行事の中には、檀家・檀那達の安泰、さらに檀那達の住む村・町の安泰・安全を祈るものがある。この現世安泰を祈るのも寺院の機能である。寺院で行われる行事は、檀家や檀那に対するもののみではないが、様々な行事があることを、いくつかの寺を例に見ることにする。

一月の行事

毎年どの寺においても、元日からほぼ三日の間は、檀家や村・町、さらには、国全体の安泰無事

を祈り願う法会が行われる。一月の年頭法会は、寺院の年中行事中でも、最も重要な行事である。

年頭法会と檀家の寺参り 天台宗仁王寺の年頭祈願について、「毎歳元三に仁王經、薬師經を読誦し、国土安穩を祈る」と「新風土記」にあるが、年頭祈願についての記事である。「元三」というのは、歳と月と日のはじめを意味し、また一月一日から三日の意味。ここでは後者であろう。この三箇日、仁王寺では、仁王經と薬師經を読み上げるのが恒例で、寺の重要な役割であった。天台宗では、「法華經」や「金光明經」とともに仁王經が護國の經典とされ、国の守護安泰を祈る經典である。仁王寺という寺名は、この仁王經に由来するであろう。従つて仁王寺の第一の役割りは、仁王經によって、領域の安泰を祈るところにあつたと思われる。仁王寺の中心をなす仏は境内にある薬師堂本尊の薬師と思われるが、仁王經の読誦はこの薬師堂で行われた。仁王經の他に薬師經があげられるのもそのためであるが、恐らく、薬師の前で薬師經による悔過が行われたであろう。

仁王寺では、現在仁王經の読誦を行つておらず、薬師堂で法華經の如来神力品と、般若心經を主にあげてから、本堂では理趣分・神力品・心經等をあげているという。法会は十二月二十九日より毎朝行われ、正月一日に元三大師（角大師）の絵札と「御守護」の札が檀家に配られる。元三大師というのは、平安時代中頃の僧、慈惠大師良源。存命中から靈験が知られ、大師の姿をもつて災除けとする風が起つた。鳥羽僧正画く「鳥獸戯画」にみられるのがはじめてあるが、恐らく、薬師の前で薬師經による悔過が行われたであろう。

なお、天台宗ではどの寺においても、この元三大師の絵札が檀家に出され、これを家屋の入口に貼り付け、魔除とする。橋爪の薬師寺では、悪魔退散、盜人予防、それに五穀豊穰の意味で配るという。

福泉寺では、一二月三十一日の十二時三〇分から護摩焚きをはじめ、三日まで行われる。元三大師の札と初護摩の

札は一日に総代へ渡して配つてもらう。寺の参詣者には直接渡す。
龍興寺では五日が初護摩である。



元三大師絵札
(仁王寺)



元三大師絵札
(薬師寺)



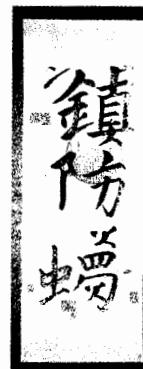
元三大師絵札
(福泉寺)



元三大師絵札
(龍興寺)

また、曹洞宗龍門寺でも一日から三日の間は読經で、三日に大般若の転読が行われる。この日、二軒の檀家が、寺へ「おふかし」をあげるのが習わしになつてゐるという。二軒のうち一軒は攝取講の念仏の佐瀬家で、三升のおふかし、一軒は長嶺家で二升のおふかしを用意した。但し佐瀬家では、三年前からお金とお酒でおふかしにかかるようになったという。この大般若の転読には、昭和二十二、二十三頃、この「おごふ」を楽しみに百人位は寺にきたという。正月の札は、四日の日、六人ほどを頼んで配つてもらうという。お札は、「立春大吉」、「鎮防火燭」の一枚、それに、大般若の札である。

正月に配られるお札（龍門寺）



曹洞宗長福寺でも、一日から三日の間が年越元朝祝の祈祷で、一日は零時から祈祷がはじめられる。檀家への札配りは四日で、檀家を回つて配る。

檀家による寺への年始は、長福寺・福泉寺・普門寺・心光寺（浄土宗）等は十六日である。心光寺では、この時各檀家の年忌を知らせ、法事の日取りを決めたりする。

日 待 龍門寺・福泉寺などでは、この日日待が行われ、厄年に当る人が祈祷を受けにくる。男性は、五歳、二五歳、四一・四二・四三歳、六〇・六一歳。女性は、三歳、七歳、一九歳、二三歳、三三・三四歳、六〇・六一歳が厄年という。龍門寺では危難消除・身体堅固の祈祷をし

御日需 家内安全守護
善星皆来 山主

悪星退散 拝白
の札を出し、福泉寺では、「後日待祈祷之札 福泉寺」の札を出す。

一月の行事では、この他、龍興寺では、二十七日天台宗法会を行う。



日待祈祷のお札
(福泉寺)

また、法用寺では七日、「ヘビのご年始」があるが、第五章くらしの折り目に取り上げられているので省略する。

二月の行事 二月の主な行事は節分会と涅槃会である。三日は仁王寺、龍興寺、福泉寺等節分会を行うが、特に檀家のお参りはない。龍興寺では般若心経を、福泉寺でも心経と理趣分経を読むという。

十五日は、釈迦の入滅した日で、涅槃会を行う。貞享二年（一六八五）の「風古例帳」にも「定る遊日并祝ひ日之事」に、「十五日を釈迦の涅槃といふ」あり、村内で行われる行事としても知られていた。龍門寺では本堂に涅槃図を掛け、「仏垂涅槃略説教戒経」を読む。特に檀家のお参りはないという。福泉寺でも掛軸を掛け、団子を供える。団子はお参りの人があらつて行つて食べるという。長福寺では涅槃図を掛けて供養している。



三面大黒天供の幣束
(龍興寺)

この他龍興寺では、二十五日に初甲子三面大黒天供を行つてある。特に商店の人達のお参りがあるという。この時幣束二本を切り出すが、一本は大黒で半俵に、一本はえびすで舟形に切る。清龍寺では、一十五日文殊祭が行われる。

三月の行事 三月の行事は彼岸会である。十八日～二十四日にかけ龍興寺でおつとめ、龍門寺・長福寺では檀家回りを行う。福泉寺では、第一日曜に初護摩を焚く。

四月の行事 四月の行事では釈迦の誕生を祝う誕生会花まつりが主である。釈迦の誕生仏に甘茶（本来は香水）をかけ淹ぐことから淹仏会ともいう。貞享二年の「風俗古例帳」にも「定る遊日并祝ひ日之事」に、「一四月八日、釈迦誕生日と定」とあり、昔から村内の行事としても知られている。

この日仁王寺では、椿、もくれん、山吹等の花で御堂を飾り、甘茶を用意する。ムラの人達や子供のお参りがあるという。今は一月ずらして五月八日に行うという。龍門寺でも御堂を山吹やつつじで飾り、誕生を祝うが、参詣者は

少ないという。長福寺でも花御堂を用意するが、やはり月をずらし、五月八日に行う。仁王寺では、この日大般若転読を行う。法用寺では、十七日に仁王寺・龍興寺・龍現寺(喜多方市)・円福寺(下郷町)の僧が集まり、大般若転読会を行う。龍興寺では二十九日に大般若転読を行ない、この日檀信徒の定例総会を行う。

五・六月 四月八日の花まつり(釈迦誕生会)を、仁王寺・長福寺等一月後らせ五月八日に行うところのあの行事は、前述した。この他、福泉寺では、五月八日に馬頭観音祭りの行事を行う。この日、馬の安全や安産を願う人の参詣があった。人のお産の時もお参りするという。参詣者にはお札を出す。また、長福寺では六月梅花講が行われる。

七月の行事 各寺に共通の行事はない。長福寺では阿弥陀堂の祭りが十五日にあり、龍興寺では二十八日、蓮台写経会がある。

八月の行事 八月の主な行事は盆の施餓鬼会である。普門寺では、八日に施餓鬼会を行い、檀家の先祖回向、墓参りがある。長福寺では十日、本堂で川瀧頂を用意する。十三日から十六日までがお盆会。十六日は盆礼で檀家の寺詣り。

この他、普門寺では九日に觀音講で四万八千日という。富岡の觀音の四万八千日は、夕觀音で村祭りが行われる。この日のお参りが四万八千日分のお参りに当るという。福泉寺では十七日が觀音講。講員一二、三人が集まり、本堂二十三觀音の御詠歌をあげる。

九月の行事 九月の行事は彼岸で、長福寺では二十日から二十六日まで檀家回り、普門寺でも棚経を行う。三日は長福寺不動の縁日。大聖不動明王の祈祷をする。

十一月・十二月の行事 十一月の行事では、天台宗の寺に共通する霜月会がある。天台大師(天台宗開祖)の忌日十一月二十四日に行われる。この他、十二日長光寺では秋の法要、三日龍興寺浮見觀音の例祭、三十日は同じく龍興寺で詠讚托鉢が行われる。

十二月の行事では、釈尊が悟りを開いた(成道)日とされる八日、普門寺で成道会。

1 大般若会

大般若經(六〇〇巻)を読誦する法会である。大般若經は、これを読誦することによって邪惡なものが除かれ、除災・除病を目的として読誦の法会が古くから広く行われてきた。とくに、天台や真言等密教寺院や禪宗寺院においては、現世安穩を祈る重要な行事としてこれを行うところが多い。

大般若会は、寺院の年中行事でもふれているが、会津高田町では、仁王寺・法用寺・龍興寺・普門寺・龍門寺・長福寺(旭杉原)・長福寺(永井野)・高藏寺・觀音寺・松沢寺、それに上戸原等で大般若会が行われている。会津高田町では、一月から四月にかけておこなわれ、最も早いのは、龍門寺の一月三日で、以下旭杉原の長

福寺が二月末の日曜日、普門寺が三月上旬、永井野の長福寺が三月第一日曜日、高藏寺が四月十七日、龍興寺が四月二十九日である。

このように開催日がそれぞれ異なるのは、大般若經六百巻の読誦を、通例一人百巻ずつを受け持つので六人の僧が必要となり、互いに頼み合うためのゆえである。例えば、永井野の長福寺では、龍門寺・旭杉原の長福寺・中田(新鶴村)の弘安寺・境野(新鶴村)の天宗寺・赤留の東照寺を頼んでいる。法用寺では、先に触れたように、仁王寺・龍



大般若会(長福寺)

興寺・龍現寺（喜多方市）・円福寺（下郷町）を頼んでいる。なお、普門寺では、三人で行つている。

上戸原は、二〇軒ほどの集落で、そのうちの半分が松沢寺の檀家、半分が仁王寺の檀家のため、毎年両寺が導師を交替でつとめているという。

(四) 寺院・仏堂の本尊

宗教法人名簿にみえる会津高田町四一カ寺の各宗派の寺院が何仏を本尊としているのかをみると表6のような結果である。「新風土記」からの作成であるが、本尊を記さない清龍寺については他の資料から補つた。これを集計すると、最も多く本尊とされたいた仏像は阿弥陀如来で一四カ寺であった。以下順に示すと地藏九カ寺、薬師四カ寺、釈迦及び観音が四カ寺、大日三カ寺、虚空蔵が二カ寺、不動一カ寺である。このうち、釈迦如來像を本尊とするのが曹洞宗のみであるは、禅宗が法脈の祖を釈迦とするからであろう。同様に浄土宗、浄土真宗、時宗等が阿弥陀如來を本尊とするのは、淨土門の教主であるからで、禅宗の釈迦、浄土教系寺院の阿弥陀は、多分に宗派との関係である。密教のうち真言宗系の大日も同様な意味で宗派と関係する、こうした宗派が教主とする本尊、宗派信仰の本尊を除いて、庶民信仰、利益信仰の側からみると、会津高田町域の場合は、地藏・阿弥陀・薬師・觀音・虚空蔵・不動の順で本尊にされていたといえよう。

次に仏堂の本尊をみよう。会津高田町域の仏堂を、「新風土記」から抜き出し、これを堂の名称ごとにまとめると、觀音堂一〇、地藏堂七、薬師堂四、阿弥陀堂二、文殊堂と不動堂が各一である。風土記の編纂當時、全ての堂を記録したかどうかはわからないので抜けている堂もあつたかと思われるが、この表の結果は、当時の姿を見るには十分であろう。

寺院と異なり、仏堂は、そこに安置される本尊の仏像が堂の名称になっている。従つて、同じ堂名数の多少が、そのまま信仰を反映していると思われる。会津高田町の場合、觀音と地藏がとくに信仰されていたということになろう。薬師はこれに続いている。

実は、福島県全体の仏堂本尊数を、明治十一年同十二年の「仏堂明細帳」でみると、表7のような結果となつた。一位が觀音で、二位は地藏、三位が薬師である。会津高田町の仏堂数順位と同じ結果であるが、会津高田町の場合は、仏堂即ち仏堂へ安置する信仰仏像の全県的な結果と同じであつたということである。会津高田町域の人々は、觀音と地藏をとくに信仰し、薬師や阿弥陀、文殊、不動も信仰して来たということであろう。

ところで、先きに述べた寺院の同名本尊数では、阿弥陀一四、地藏九、薬師四、釈迦四、觀音四、大日三、虚空蔵二、不動一という結果であつたが、これを仏堂本尊数と比較すると、地藏は九から七に減少し、阿弥陀は八で三位となり、以下表6の通りである。

寺院の本尊の場合、阿弥陀は禅宗の釈迦同様、淨土宗・淨土真宗・時宗等宗派との関係で安置される場合が多い。これに対し、地藏の場合は、宗派との強い関係で本尊とされることではなく、地藏に対する直接的な信仰によつて本尊にされていると思われる。

そうすると、会津高田町の場合は、阿弥陀への信仰よりも、地藏に対する信仰の方が強かつたといえるかも知れない。ただし、以上は、「新風土記」を資料とした場合の結果であつて、その後の変化を経た現在の状況はまた違つてゐるかと思う。

さて、次にこれら諸尊と諸尊に対する信仰の一端を見ることにする。



表6 「新編会津風土記」による寺院の本尊

本尊名	阿弥陀如来	地藏菩薩	釈迦如來	薬師如來	觀音菩薩	大日如來	虛空藏菩薩	不動明王	文殊菩薩	合計
本尊名	曹洞宗	臨濟宗	日蓮宗	時宗	淨土真宗	淨土宗	真言宗	天台宗	本尊名	合計
一六	二	四	九	四	四	四	四	一〇	一〇	一六
一六	七									一六
四										四
八										八
一四										一四
三										三
二										二
二										二
一										一
六六										六六

表7 宗派別にみた県内寺院付属の仏堂本尊（明治十一・十二年の「寺院明細帳」による）

合計	仁	管	理	寺	院	の	宗	派	本	尊
曹	臨	淨	淨	天	天				尊	名
二五〇	八	七	一	五	三	二五	八四	二九	觀音菩薩	地藏菩薩
一〇一	二八	八	一		二	二	三四	七	藥師如來	聖德太子
七四	一八	五		二	一	四	三〇	一四	虛空藏菩薩	不動明王
一八	四	一			七	三	二	一	不動明王	弁財天
一五	四	四				一	六	二	阿彌陀如來	大日如來
一四	三	二				三	四	二	阿彌陀如來	釈迦如來
一三	八	二				一	一	五	大日如來	毘沙門天
一一	一	二				二	二	三	釈迦如來	文殊菩薩
九	二	二	一			七	二	二	毘沙門天	文殊菩薩
八	三					二	一	三		
八	四					一	一	一		

表8 明治期における福島県域の仏堂の本尊（明治十一・十二年の「仏堂明細帳」による）

本尊名	觀音菩薩	地藏菩薩	藥師如來	不動明王	阿彌陀如來	虛空藏菩薩	聖德太子	虛空藏菩薩	不動明王	弁財天
二六一	觀音菩薩	地藏菩薩	藥師如來	不動明王	阿彌陀如來	虛空藏菩薩	聖德太子	虛空藏菩薩	不動明王	弁財天
三三六										
一六一										
九一										
八一										
五一										
五四										
四一										
二七										
一八										
一七										
一五										

(五) 本尊と信仰

1 地藏信仰

会津高田の地蔵には、延命地蔵、子育・子安地蔵、疣取地蔵、火除地蔵、疱瘡地蔵、鼻取地蔵など、ご利益を形容したものが目立つ。

右のうち、延命地蔵といわれるのは、下中川延命寺の本尊、沖ノ館地藏堂の本尊、尾岐窪の地蔵（石造）、赤留不動堂内の地蔵、寺入慈徳寺本尊、下小川松岩寺本尊などである。

子育・子安地蔵といわれるのは、魚淵子安地藏堂本尊、大室地藏堂の本尊、上戸原の地蔵（石造）、遅沢の堂入り地藏本尊、雀林法用寺地藏堂の本尊、西勝の地蔵等である。

疣取地蔵といわれるのは、水沢の地蔵、竹原今泉寺の地蔵堂の本尊である。

火除地蔵といわれるのは、仁王堀ノ内の地蔵、杉屋愛宕地藏堂の地蔵、松岸樋ノ口の地蔵堂本尊（愛宕火除地蔵）、台の地蔵、戦場の地蔵、赤留の地蔵、高田下町の地蔵などである。

疱瘡地蔵といわれるのは、台医恩寺の本尊と戦場の疱瘡地藏堂の本尊である。



疣取地蔵(竹原)

疱瘡地蔵といわれるのは、台医恩寺の本尊と戦場の疱瘡地藏堂の本尊である。

鼻取地蔵といわれるものは、雀林法用寺地蔵堂の本尊である。西勝の子安地蔵にも代焼きの鼻取りを手伝つたといはなしがある。

この他の地蔵では、冴・海老山・落合・下谷ヶ地・荻窪・松岸・中屋敷・寺崎・西勝・領家等に地蔵堂がある。

以上のように、会津高田町には様々な地蔵を見る事ができるが、子育・子安、疱瘡、疣取、延命等、生命・病氣に関する願いを込めた信仰が目立つ。また、火除地蔵といわれるものも七例あり、火災除の仏としての信仰も目立つ。杉屋や樋ノ口等の地蔵は、愛宕地蔵、愛宕火除地蔵とあるが、愛宕の神は迦具槌神（火を司る神）で火除信仰があり、その本地仏が地蔵（將軍地蔵）である。このような関係から右のような名称になつたのであろう。地蔵に火除信仰が伴うのは、愛宕信仰がもとにあるものと思われる。

2 阿弥陀信仰・念佛信仰

会津高田町に阿弥陀堂は、永井野長福寺の阿弥陀堂、北村の阿弥陀堂、尾岐沼ノ平の阿弥陀堂、同中在家の阿弥陀堂、藤川新堀の阿弥陀堂、東尾岐茗荷平の阿弥陀堂等がある。

長福寺の阿弥陀堂については、「新風土記」長福寺の項に、「阿弥陀堂境内にあり」とある。北村の堂については、同じく「新風土記」に、「阿弥陀堂境内東西五間南北七間 年貢地村中にあり、建立の始を伝へず、村民の持なり」とある。長福寺の阿弥陀堂は、おまつりすることが途絶えていたものを復興したもので、現在七月十五日を縁日とするようはつた。

北村の阿弥陀は十月十日が祭日で、村中一戸一人の女性が集まり、百万遍の数珠繰りが行われている。この他、正月と盆の十六日にも女性達が集まるという（町史5五五八）。

沼ノ平の阿弥陀は、長嶺家の先祖が会津へ移住の時武州豊島郡長嶺台から背負ってきた仏と伝える。現在の堂は、

文政三年（一八一〇）の再建、最近まで百万遍が行われていたという（町史5七三八）。

中在家の阿弥陀は、昭和五十六年三月の大雪による山崩れで倒壊し、本尊の阿弥陀は不動堂に移されているという（町史5七五八）。

石仏の阿弥陀如来では、高橋の阿弥陀が知られている。



阿弥陀如来(高橋)

念仏衆生摂取不捨、宝曆十一龍集辛巳季仲秋吉日」とある。宝曆十一年（一七六一）に造立された像らしい。この阿弥陀を守るのは、新町の約八軒で、四月に集まつており龍門寺とともに供養している。

この阿弥陀のお陰で、火災や水害に合わないといわれている。阿弥陀像の前には、布の白旗を下げた竹竿がたてられており、その内の一木に、「奉納 南無阿弥陀如来 願主 高橋講中 平成十三年四月」とある。

長光寺と念佛 長光寺は時宗の寺である。この長光寺では江戸時代に念佛が盛んにおこなわれていたらしい。（「風俗古例帳」）

一大沼郡高田村に長光寺といふ時宗寺有、毎月廿五日、近郷の面々老男女多ク集り、太鼓を打、鐘をならし、念佛唱、面々拾錢、拾五錢寺へ布施を送り、寺ニ而酒を振舞、但、霜月より相止、又正月廿五日より始る。とあり、また

一 時宗真弘山長光寺と云有、毎月廿五日ニ近郷之老男女寄合、逆修念佛、鐘太鼓をならし唱、思ひによりに、米錢少々、寺へ送り、寺より酒を出し振舞、

と同様の記事がある。

長光寺で行われる念仏は、鐘や太鼓に合わせて行うものであったことがわかる。念仏を行ったのは、「老男女」とあるので、年配の男女で、場所は長光寺である。念仏の目的は、逆修にあった。逆修というのは、生前に自分のための法事をすることで、これにより死後の冥福が得られるというものである。

長光寺では、現在、境内にある六地蔵堂内の六地蔵（延命地蔵）を中心に、毎月十六日に地蔵講が行なわれている。地蔵講は念佛講で、女性が一五人程集り、三十三觀音の御詠歌をあげているという。

この六地蔵は、同寺の「過去帳」に、「一六地蔵再興 享保四年七月 寺内菴主、一入寄進」とあり、長光寺の庵主一入が享保四年（一七一九）に寄進したものである。一入は尼僧と思われる。

地蔵堂については、同じく「過去帳」に「一地蔵堂建立、享保十二年九月 閑柳氏、惣檀中施主」とあり、長光寺の閑柳住職の時に、長光寺の檀家一同が施主となつて建立された。いうまでもなく、享保四年に寄進された六地蔵を安置する堂である。

六地蔵については、同じく「過去帳」に、「一六地蔵再興享保十五年、閑柳代（略）」とあるが、別の六地蔵であろうか。

この六地蔵を中心とした念佛講と思われるが、「過去帳」明和二年代の記事に、「当寺念佛講中」また、「女人念佛講文化十四年丑七月、一木魚寄附」とある。

長光寺の念佛講は、明和三年（一七六六）代には確認され、その講員は、現在同様女性であつたらしい。その伝統が今に続いているのであろう。

会津高田町の念佛信仰を、供養碑からみると、今のところ、仁王寺山道入口にある享保三年の碑は古い方のようである。

銘文は、頭部の阿弥陀三尊の種子（梵字、キリーグ、サ、サク）他「念佛供養塔 善男女等廿七人 導師仁王寺辨亮 享保三戌戌年九月上旬」とある。

この供養碑は、男女二七人が集い、仁王寺の住職が導師となつて供養し、享保三年（一七一八）に建立されたものである。男女二七人は念佛信者であつたものと思われる。

この他には、上戸原に「（キリク）一念弥陀仏」とある享保七年（一七二二）四月一日年紀の碑、八木沢に、「奉造立念佛供養石塔」とある享保九年の碑、勝原字竹原に、「念佛供養塔」とある享保十二年（一七二七）の碑、永井野字中町に、「念佛供養塔 男女三十三人」とある享保十五年十月十五日年紀の碑、松岸字中丸に、「念佛供養塔」とある宝暦五年（一七五五）年紀の碑、永井野字中町に、「念佛供養塔 刀至法界、平等利益」とある、明和七年（一七七〇）年紀の碑があり、この他にも、安田に天明二年（一七八二）の碑、福泉寺に慶應四年（一八六八）の碑、荻窪字清水尻に明治四年の碑などがある。雀林には、昭和十八年建立の「南無阿弥陀仏念佛記念」と銘のある碑があり、最も新しいものであろう。

百万遍念佛 多数の人が大きな数珠を回して唱える百万遍念佛は、箕作（旭）、水沢（東尾岐）、北村（旭）、吉田（尾岐）、雀林（赤沢）等にみられる。

吉田では、十月十日、大人や子供達が、当番の宿に集り、念佛を唱えながら数珠回しをする。数珠は、宿の主人から、時計と反対方向に回しはじめ、一回りして数珠の房が宿の



百万遍の鉢と数珠

当主のところにくると、一升杓の豆を別の入れ物に移し、数を数える。各人は数珠の房が回つて来ると押し頃く動作をする（「ふるさと尾岐」）。

法用寺では一月七日に行うという。水沢では戦前までやっていたといい、八木沢では八月十七日に千葉觀音堂で行つてある。箕作では数珠が不動堂に保存されているという（町史5五五六）。

会津大念佛摂取講 仁王寺の境内に次のような銘文の碑がある。

尾岐組

念佛供養

摂取講中

年紀は、「大正十四年八月四日」である。銘文中の「摂取講」というのは、会津大念佛摂取講のことである。この講は、明治のはじめ、若松市の融通寺を総長とし、主に耶麻郡と河沼郡の念佛者を中心に結成された。本部は融通寺におかれ、講員は、北会津郡、大沼郡、河沼郡、耶麻郡下に、三六〇余名、二四組ほどであつた。

この碑は、摂取講尾岐組のあつたことのわかる碑である。龍門寺の大若般会は、一月三日に行われるが、この時、寺へ三升の「おふかし」を上げる佐藤家は摂取講の家という。

3 観音信仰

観音菩薩を安置する觀音堂は、領家・富岡・高田・大平・八木沢・雀林法用寺・寺崎仏照寺・高田龍興寺・尾岐窪龍門寺・冑・大岩・海老山・觀音・入谷ヶ地・上戸原・杉屋・長岡などにまつられている。

右のうち、領家の觀音堂は常樂寺（本堂なし）境内にある。会津三十三觀音札所第二十九番である。「新風土記」に「境内（常樂寺）」があり、会津三十三觀音札所三十三番札所谷汲山華嚴寺との伝承については、三十三觀音順礼の項に述べた。

大岩の觀音は、会津札所の二十七番。「新風土記」に
 (前略) 会津三十三所順礼の一なり、旧側に岩にかけし樓閣ありしに、寛永十三年、嶺より積雪落て破壊せり、因て寛文六年、新に今地に造営す。鰐口一口あり、径九寸五分、奉鑄錫杖山觀音御宝前鰐口なるべし永享十年戊午六月一日、大勧進聖賢大檀那比丘尼大工と彫付あり。

とある。鰐口銘文中の「錫杖山」との関係であるが、同じく「新風土記」は、「寺跡」として、かつて錫杖山法輪寺という天台の寺があつたと記すが、大岩觀音がこの法輪寺と一体であつたことは考えられる。觀音堂にまつる觀音・不動・毘沙門という配置は、比叡山横川の首楞嚴院あたりを初例とするといわれる所以天台的といえるかも知れない。

「錫杖山觀音」が、この大岩觀音をさすとすれば、年紀の永享十年（一四三八）まで上がる事になる。

なお、「会津高田町史」第五卷には、徳一が六体の觀音を刻み、大岩・冑・松岸・屋敷・觀音・大平に安置したと記すが、あるいは六觀音信仰があつたかと思う。冑の觀音と大岩の觀音は同木から作られているという。

高田の觀音も会津三十三觀音札所の第二十八番。「新風土記」に「觀音堂（略）天王寺の東南にあり、十一面觀音の木像を安ず、昔は五町計丑寅の方にあり、寛永十三年此に移すと云、会津三十三所順礼の一なり、天王寺是を司る」



福生寺觀音堂(富岡)

とある。

もう一つの高田の観音浮見観音堂は、現在会津順礼札所の番外になつてゐる。「新風土記」には、「観音の像に永禄二己未三月十七日と云銘ありとぞ」とある。

法用寺の観音は、会津順礼の第二十九番。同寺に、右手に錫杖を持つ長谷寺式観音像を描く版木があり、「雷電山法用寺御正体」、「応永四年丁丑二月九日」の銘がある。法用寺観音堂の本尊は、この版木から推定することができる。なお、法用寺には、奈良の長谷寺に伝えられる縁起とほぼ同内容の縁起があり、長谷寺信仰を色濃く伝える寺である。同寺には、得道上人と伝える像があるが、得道は、奈良長谷寺の創建にかかわった人物である。

次に永井野長福寺の観音は、御藏入三十三観音の第九番である。

小山の観音、長岡の観音、茗荷平の観音には安産・子育の信仰があり、子安観音ともいわれる。入豆田の観音には、今も花嫁がお参りする習わしがあるという。この地は、観音講があり、毎月当番制で集まつてゐる。観音講は仁堀地区、茗荷平、雀林等にもあり、仁堀の観音講は、会津巡りをした同行者達が、年一回集まつて御詠歌を上げてゐる。雀林の観音講も同様で、観音順礼を果した仲間が、年一度集まつてゐる。これらの観音講はいずれも女性中心である。茗荷平の観音講も女性中心に、十一月十二日に集まり餅をつく。

八木沢には、馬頭観音堂、疣観音の他、千葉家で守る観音があるといい、疣観音には、疣のできた人が、豆腐を供て祈るという。縁日は四月二十一日という。

4 薬師信仰

薬師を本尊とする薬師堂は、台、八木沢、同福泉寺境内、仁王寺境内、寺入、下小川等にある。

いうまでもなく、薬師如来に期待する利益は治病にある。薬師が造立安置される大きな理由はここにある。例えれば、

仁王寺薬師堂には、沢山の白旗が奉納されているが、これに、「奉納 薬師瑠璃光如来 祈当病平癒」あるいは、「祈願 薬師瑠璃光如来 身体堅固 当病平癒」などとある。昭和から平成の年号がみられるので、今日も治病の信仰が続いていることがわかる。堂内には千羽鶴なども下げられている。

また、袖山地蔵寺内の薬師は、疮瘡薬師というので、疮瘡の治病に効能があるとされて来たようである。

5 不動信仰

不動明王を安置する不動堂は、永井野、箕作、赤留、関根などにあり、勝負沢に石造の不動がある。

関根の不動は、八月二八日が縁日。目の神様といわれる。勝負沢の石不動も眼病に効くとされ、遠方からも参詣があつたという。縁日は九月八日。近くに清水があり、「一ぶく清水」といわれている。箕作の不動も清水（不動清水）に安置されている。この水は日照りの時も枯れないといわれる。赤留の不動も、もとは十丈滝の上にあつたといわれる。まつりは九月三日（七月十八日とも）。

6 文殊信仰

有名な高田の文殊については寛文五年（一六六五）の「大沼郡高田組郷村万改帳」の伊佐須美神社の記事中に、



不動堂(赤留)



仁王寺薬師堂

明神ノ内地、故ニ界際幾許ト云コト不分

とあるように、伊佐須美神社の社地内にあつて、同社の奥の院とされてきた。「新風土記」は、文殊堂の項に、永正十四年（一五一七）年紀の古鐘銘文を載せているが、これに「伊佐須美大明神社内之鐘、奥之院」とあり、文殊堂は古くから伊佐須美神社の社地内にあり、同社の奥之院として一体不離の関係にあつた。伊佐須美神社に文殊菩薩がおかれにいたつた理由や、その後の宗教的、信仰的役割がどのようなものであつたかをうかがえる資料は少ないようである。

現在、文殊への信仰は、ほとんど、受験者・学生の合格祈願、学業成就にあり、祈願の絵馬も境内の絵馬掛に沢山掛けられている。これは、文殊が如来の智恵を象徴する菩薩とされる、いわゆる智慧の文殊という一面からの信仰であろう。しかし、文殊への信仰は、例えば、慈覚大師円仁が唐五台山の文殊信仰に強い影響を受け、日本に伝えたという文殊八字法は、火災や地災などの天変地異を防ぐ息災の修法であるとされるし、「文殊師利般涅槃經」には、文殊を礼拝信仰する信者には、文殊が衆生に姿を変えて現われると説かれるという。かつての文殊の信仰は、右のような信仰も含め、もつと違った面もあつたろう。『会津高田町史』民俗編伝説に納められた「不思議な童子」には、富岡の大口大領が、文殊堂に観音像を納めたいとの願いから、文殊堂願をかけたところ、文殊が童子の姿をしてあらわれたとある。



清龍寺文殊堂(高田)

四 会津高田町にみられる講

会津高田町で確認された講は、庚申講、二十三夜講、巳待講、念佛講、觀音講、地藏講、大黒（甲子）講、古峯原湯殿山講、八日講、大山講、伊勢講、山神講等である。

右のうち、平成十一年のアンケート調査によつて、現在も講が続けられていると回答された講は、庚申講、二十三夜講、觀音講、地藏講、山神講、古峯原講、伊勢講、湯殿山講などである。

庚申さま 庚申は、干支の「庚」、「申」のこと、禮拝の対象となる神や仏そのものを表す言葉ではない。干

○月、六〇日めごとにめぐつてくる。この庚申の日、一所（宿）に集まり、夜を寝ずに過ごすという風習が江戸時代、特に広まつた。これは庚申の日の夜寝ると、人の体内にいるという二戸の虫が、寝ている間に抜けだし、その人の罪過を天帝に告げるので、早死にするという中国道教の三戸説に基く風習という。この風習が広がつた一つの理由は、右の庚申説のいわれを説く縁起が作られ、流布したことと、僧や修験者がこれを説くとともに、その供養の行事にかかわつたためと思われる。この信仰もまた、仏教と結びつき、礼拝の対象は青面金剛である。但し、神道側もこの信仰とかかわつており、この場合は猿田彦が礼拝の対象である。

この信仰の会津への波及がいつであるか確認されていないが、貞享二年（一六八五）の「風俗古例帳」には次のようないくに庚申日に行事が行われていた様子が記録されている。

一 庚申待と申、村ニより人により、順番ニ一、三人宛寄合、庚申ノ日、壱年に六度宛、其夜鶏鳴迄相待夜申候（猪苗代川東

組風俗帳」)。

一 巳待・庚申待、或講を結、又僧・修驗を請し、祈祷仕候(中略) (「町風俗習 大町」)。

こうした状況は、会津高田町域も同様で

一 庚申待と云ハ、巳待之ことく寄合、鶏鳴を限拝す(「中荒井與三十二箇村風俗帳」)。
酒を添て備ふ(「風俗古例帳」)。

貞享二年頃の会津では、二、三人から数人が、順番の宿に集り、翌朝鶏が鳴くまで夜を明かし、過ごしていたことがわかる。供え物は、団子や酒であつたらしい。

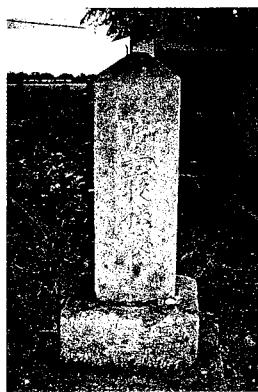
この後も連綿と続けられてきたことは、各地の庚申塔に確認できるし、昭和四十一年刊『会津高田町誌』には、寺入や道地窪で現在も続けられており、庚申の掛軸を掛けて礼拝し酒宴を張ると記されているので、この頃もまだ続けられていたのがわかる。

会津高田町域の庚申塔は、六〇基ほどであるともいう(『会津高田町誌』)

が、このうち町で調査した結果によると、八木沢(六基)、永井野(五基)、富川(四基)、高田・勝原・松沢(各三基)、赤留(二基)、松岸・上戸原(各一基)等九地区に二八基が確認できた。このうち、年紀の古いものを見ると、八木沢の福泉寺境内にある碑が最も古く、正面に「青面金剛」左に「延宝八庚申歳九月□」とある。以下、同じく福泉寺に正徳三年(一七一三)、及び元文五年(一七四〇)の碑がある。また、高田の文珠西に享保十二年(一七二七)の碑、富川字富岡に享保十二年の碑、赤留・永井野・松沢に元文



庚申塔(福泉寺)



二十三夜供養碑(藤田)

五年の碑がある。

これによると、高田では、延宝八年頃が庚申塔建立のはじめらしい。その後、享保も中頃以降になり、高田や富川、勝原・赤留・永井野・松沢等で建立するようになつたらしい。なお、元文五年に建立された碑が多いが、この年は六〇年に一度廻つてくる庚申の年に当つている。この年を機として建碑されたものと思う。高田で最も早く建てられた

延宝八年の碑も、この年が庚申の年であった。この他では、赤留の寛政十二年の碑は、元文五年から六〇年めの庚申年、永井野の万延元年(一八六〇)の碑は、寛政十二年から六〇年めにあたる。

二十三夜さま 毎月、または、正月・五月・九月・十一月の二三日、夜月の出を待つ風習を二十三夜待という。月の出を待ち、月そのものを拝むという月待信仰の一つとされるが、仏教と結びついて、本地は勢至菩薩とされ、礼拝の対象となつてきた。明治の神仏分離後は、勢至菩薩から月読尊(命)となつた。

会津高田町域には、二十三夜の碑がおよそ一三〇基あるともい(『会津高田町誌』)が、会津高田町教育委員会の調査によると四四基である。これらの碑は、藤家館(六基)、橋丸・八木沢・松岸(各五基)、高田(四基)・勝原・杉屋・上戸原(各三基)、雀林・寺崎・荻窪(各二基)、佐布川・富川・富岡・下堀・松沢(各一基)等にみられ、少くともこれら地域には二十三夜信仰が及んでいた。四四基のうち、年号不明な八木沢の一基を除いた他は、いずれも江戸時代のものである。年号の最も古いものは、藤家館の享保六年(一七二二)の碑で、以下寺崎に享保十五年(一七三〇)の碑、上戸原に享保十七年の碑、橋丸に享保十九年の碑がある。会津高田町域では、享保期に二十三夜信仰が広まつたらしい、ただ、右の享保期の碑のうち上戸原の碑は「月待供養」とのみあるので、必らずしも二十三夜待ではない

かも知れない。橋爪の碑は「勢至菩薩供養」とあるので「十二夜待の碑」とわかる。

これらの碑は、ほとんど講中の仲間に由つて建てられたものと思われる。佐布川の宝暦四年（一七五四）の碑に「講中」とみられ、高田の文政九年（一八二六）の碑には「中在家村・中村講中」とある。また、下堀の天保四年（一八三三）の碑に「講中七門」、勝原の弘化三年（一八四一）の碑に「講中」とある。

現在、この講はほとんど見られなくなつたらしいが、女性のみの講も多かつたと『会津高田町誌』にある。上戸原では、七月二十三日、二十三夜の碑に、だんごやゆでた豆（大豆）を供えるという。（『会津永井野の民俗』）。

巳 待

待 巳待は、日待信仰の一つ。貞享二年（一六八五）の「風俗古例帳」に、

一 巳待は、つちのえ辰の日の夕に、小豆飯を掩、神酒を添て備ふ、翌朝日出礼拝す。是も人数を催し、党を結て待ものありとある。

高田地方は、巳待信仰が盛んであつたらしく、明治以前の供養塔が多い。その最も古いと思われるのは、松沢の大山祇神社参道脇にある、「奉待巳待供養塔」とある碑で、宝永五年（一七〇八）の年紀がある。以下町内の碑をあげると、次のようにある。

松沢字笛沢の、「奉造立巳待供養塔」とある亨保十四年（一七二九）の碑、橋丸薬師寺の「巳待供養塔」とある延享三年（一七四六）の碑、富川福生寺の巳待供養塔 延享四年丁卯三月吉祥日 立之」とある碑、長光寺の「奉造立巳待供養 天下和順・日月清明 風雨以時・災厲不起・國豐民安 延享五戌辰七月十五日」とある碑、佐布川諱訪神社の「巳待供養塔 寛延二巳天十月吉日講中十二人」とある碑、杉屋神明神社内の「巳待供養塔」とある宝暦二年（一



巳待供養塔(松沢)

七五二）の碑、松沢大山祇神社参道脇の「巳待供養塔」とある碑、八木沢福泉寺内の「巳待供養塔 安永五丙申九月講中十二人」とある碑のほか、安永九年、天明六年（一七八六）、寛政八年（一七九六）、同九年、同十年、同一十年、享和元年（一八〇一）、文化十四年（一八一七）、安政二年（一八五五）、同四年、元治元年（一八六四）等の年紀をもつ碑がある。無紀年の碑を含めると合計で二五基である。

この巳待信仰の目的がなんであつたか良くわからないが、長光寺の碑の造立趣旨に「風雨以時・災厲不起・國豐民安」とあるのは一つの手掛りか。

これらの供養塔にみられる巳待と直接関係あるのかどうかわからないが、伊南古町組の「会津郡郷村之品々書上ケ申帳」（貞享二年）に、「十一月に巳祭りと申、巳ノ日ニうか神へ小豆之食を供シ申候」とある。

古峯ヶ原信仰 古峯ヶ原信仰は、栃木県鹿沼市の標高約一、〇〇〇mの高原地、古峯ヶ原にまつられる古峯神社に対する信仰である。信仰の内容は、愛宕や秋葉と同様火防の願いを中心とし他に盜難除、嵐除の信仰がある。

古峯ヶ原は、日光修験の行場の一つで、金剛童子をまつる石原家が山伏達の勤行所であり行者達の宿所であつたため、参詣場所となつた。明治の神仏分離後古峯神社となつたが、以前は、金剛山と称した。祭神は日本武尊である。

現在古峯神社には沢山の天狗面が奉納されているが、文化年間頃の江戸では、石原家が天狗使いとして知られていたらしく（『日本九峰修行日記』）、古峯ヶ原天狗信仰は広まつていた。天狗は山の精靈・山の神ともいいうべきものであり、山を行場とする山伏も天狗に見たてられてきたが、古峯ヶ原信仰の象徴ともなつている。

福島県域の古峯ヶ原信仰は、明和四年（一七六七）には「こぶが原大権現」を勧進信仰する者がいた（『源藏郡蔵日記』）が、広域に見られるようになるのは、文政以降（中通り）のようで、参詣の講中が組織されていった。

古峯ヶ原参詣の記念として各地に碑が建立されたが、古くは、「金剛山」の名を刻み、神仏分離以後は、次第に「古峯神社」となつたらしい。

会津高田町域では、八木沢字谷地に「金剛山 慶應元乙丑七月吉日」の碑、字安田に「金剛山 明治四末六月吉日」の碑、雀林字三番山下に「金剛山 明治十五年八月吉日」の碑がある。なおこれに関連すると思うが、法用寺三重塔内に「明治十五年八月吉日 金剛山」と墨書きである。雀林には、「古峯神社 講中安全」と記す大正八年の碑がある。「金剛山」の碑は長丸形の自然石が多いが、「古峯神社」の碑は、縦長に加工し、上部にはお札を納められるように、長方形に彫り凹めであるものが多い。木製の碑もある。「古峯神社」の碑は、町・村の中央や出入口に建てられている場合が多い。

古峯ヶ原の講中は、ほとんどの地区にあり、現在も存続している。毎年一月中に代参者を選び火防祈願の参詣を行つて来たが、上戸原のように三月に変更した所もある。参詣から戻ると講中全戸に受けた札を配り、その後集会所等に集り報告を兼ねて懇親会がおこなわれる。もとは、代参者の家に集まつたという。雀林や東尾岐では懇親会を「神来垢離」と称している。この集会で来年の代参者がくじ引で決められる。なお配られたお札は、台所（竈の上）にまつられる。

高田北町には、上組の講中があり、三月十四日が講日。この日、中島家脇でりに面した古峯神社碑のところに、沢山の旗が下げられる。旗の中で、最も古いものには、「奉納古峯神社 大正五丙辰年旧三月廿六日 宮井萬次郎」とあつた。旗の一つには「北町上之組講中」と書いたものもある。この講日に、代参者がくじ引きで決められるという。



古峯神社碑(尾岐窪)

尾岐窪では、村の五ヵ所に古峯原のお札を通りに下げる。札のうち、通りの木に下がっていた古い木札には、「古峯神社 村中安全」とあり、新しい紙札には「古峯神社御祈祷御祓」とある。この碑は、明治二十八年に建てられたもので、「古峯神社村中安全」とある。

八 日 講 八日講は、いくつかある出羽三山講の一つである。湯殿山講も三山講の一つである。何故区別されているかはわからない。湯殿山講の存在は、湯殿山供養碑の銘文にみられるもので、例えば、寛政七年（一七九五）の供養碑（法幢寺）に「講中三拾七人」とあり、竹原の文政七年（一八二四）の碑に「全村講中」とある他、「湯殿山参詣」中に示す通りである。

八日講の内容は不明であるが、西会津町呼賀の八日講は、十一月八日に、米一升五合を宿に持ち寄り、湯殿山・月山・羽黒山の掛軸を掛けて祈つたあと飲食する行事という（『西会津地方の民俗』一九六九年）。

八日講は、三山信仰の講として、岩手県、山形県、福島県、新潟県、千葉県等にみられるが、各県内に広く見られるというものでもないらしい。福島県内では、会津に確認されており、大沼郡では、高田が多いのではないかと思われる。

八日講中は、八日供養塔を建てており、会津高田町では字安田に「（梵字アーナク）御八日供養塔」とある宝暦二年（一七五二）の碑、同じく字布才地の（梵字アーナク）御八日講供養 明和元年甲申十一月吉日 とある碑、富岡福生寺の「奉供養八日講之塔」の三基が確認されている。



八日講供養碑(安田)

五 社寺参詣

1 飯豊山参詣

飯豊山は、標高二、一〇五・一mの本山を中心とする連山の総称で本山頂上域に、一王子から五王子の五社がまつられている。これを五社権現といい、本地仏は五大虚空藏菩薩である。参詣ルートには様々な神仏がまつられているが、この五社権現・五大虚空藏が参拝の中心であった。

この飯豊山・飯豊山神社の別当について『会津正統記』は、天文八年（一五三九）葦名盛舜が法用寺から蓮華寺に替えたと記し、蓮華寺以前は法用寺であったと伝えている。

さて、飯豊山参詣の様子は、貞享二年（一六八五）の「風俗古例帳」に

一 飯豊山行、例は、其所の沙門を雇、注連祓を請、縊、俗家へ成とも寄合、三日・五日・七日別火之喰物し、毎日數度之垢離を取、先達ニ沙門無之時は、俗成とも數度参詣^(一)之物を先達にし、市戸村に逗留し、宿へおとし物と四人五人ニ而金壹分計宛置、身退^(二)如意のものは、市戸村に逗留する事なし

とある。右によると、参詣の者は、沙門すなわち僧（修験も含まれたと思われる。）を頼んで注連祓を受け、その後家などに集まって三日から七日程の行を行つていたことがわかる。注連祓というのは、注連を張つてお祓いをすること。参詣者とその家・家族の無事・安全を祈るものである。これを受けてから、行を行う家に集り、一日数回の水垢離を取り、食事は、日常使う火を使わず、新しく鑽り出した火（別火）で作ったものである。参詣には、先達を案内人としたが、沙門か、経験を積んだ俗人がなつた。参詣者は、一戸村（現山都町一ノ木）に宿泊したが、ここでは、

「おとしもの」という一種の役銭を出す決まりであったが、お金のない者はここに泊らずに登つたらしい。

江戸時代の参詣は、大概このような状況であつたかと思われるが、明治になると神仏分離で、別当・社僧の廃止、さらに修験道廃止（明治六年）等で、飯豊山の別当支配、あるいは修験の関与がなくなつた。注連祓はこれにより行わなくなつたと思われる。また、唱言もたとえば「南無帰命頂礼懺悔々々六根罪消飯豊権現一時礼拝」という仏教的ものから、「アヤニアヤニクスシクタウト、飯豊ノカミノ御前ヲオロガミマツル」にかわり、仏教色が取り払われた。「飯豊権現」というい方は廃止されて飯豊神社となり、新生飯豊神社は、明治十三年新しく信者仲間の講社の組織化を計り、同十四年に許可されている。当時の「飯豊山講社名簿」（福島県山都町史資料集第九集「飯豊山信仰」）によると、飯豊山講社には、五〇〇戸に一名の社長、一村に一名の先導と一名の世話人が置かれた。彼らの役割は、社長は「講社ノ綱領ヲ惣轄シ講義ヲ司ル」事、先導は「信者ヲ先導シ、又社長へ参与シ講中ノ事ヲ司ル」事、世話人は「専ラ公正ヲ守リ、地方ノ講金収纏等ヲ司ル」事等であった。

かつての先導の役を担つたのが先導であるが、「明治十八年飯豊山先導鑑札下渡帳」（前掲同「飯豊山信仰」）によると計一〇五人の先導名がみられる。このうち、大沼郡では雀林村の佐々木宇三郎、松沢村の須藤佐源造、三寄村の横山半七他一六人が先導に選ばれ、鑑札が渡された。明治三十七年の「北会津・大沼・河沼・耶麻四郡巡回帳」（前掲同「飯豊山信仰」）では、藤川村の阿部喜多郎と石川伊次郎、旭村の横山半七、永井野村の福田與市、赤沢村の佐々木宇三郎などが先導であった。

このような、新しい講社の組織のもとで飯豊山参詣が盛んに行われていた様子は、法用寺観音堂の内・外に記された夥しい数の出立年月日と導者名によつてわかる。その多くは、明治期を遡らないものだつたように思われる。このうち、明治二十年の記録には、

明治廿年七月十三日立

大越代伍

同太三次

同熊三

佐々木平四郎

同 太九郎

先導 卯三郎

とある。この「卯三郎」は、明治十八年に先導鑑札を受けた、佐々木卯三郎であろう。この時は同行六人であったが、明治二十三年の記録には、「飯豊山参詣人名」とあり、「先導佐々木卯三郎」他一三人の参詣者名を書き連ね、「明治廿三年寅年七月廿六日ノ同行十四人」とある。

一ノ木（山都町）田中家の行人宿泊記録には、

明治二十一年

東尾岐村

先達 早川才吉

長嶺繁吉

明治二十四年

杉屋村 拾壹人

明治二十九年

先達 利三郎

永井野村 八人

先達 根本喜三太
山浦直次郎

などと記されている。

また、明治から大正にかけた頃の参詣状況を伝えるものに、『郷土誌』の記述がある。明治四十四年の福島県訓令第三十四号を受けて編纂され、大正三年にはでき上つたものである。この『郷土誌』のうち、高田尋常小学校のものに

飯豊山詣

男子十五才ニ至レバ、暑中二百十日前、飯豊山ニ登山スルノ習アリ、登山セントスル五・七日前ヨリ、同行者一同神社又ハ仏閣等ニ同居シ、毎日数回水垢離ヲトリ身体ヲ清メ、肉食ヲ禁ジ、以テ登山ス、同山ハ峻険絶壁、夏尚雪ヲフム所アリ、之レ心神鍛練ノ一方ナラン

とある。

飯豊の神は作神で、豊作祈願が主な参詣目的の一つであるが、とくに会津では、一五、六歳頃の男子がこの山に登ることで鍛練され一人前とみなされたので、一種の成人儀礼として登る目的があつた。

寛政頃から参詣の記念に石碑を建立するようになるが、会津では、一ノ木にある、寛政十年（一七九八）の碑がある。会津高田町域では、会津高田町字安田にある天保七年（一八三六）の碑が最も古いものらしい。表に「飯豊山」裏に「村中建立」とある。この他佐布川諏訪神社に天保十五年の碑、荻窪字清水尻に安政二年の碑、八木沢字太子堂に安政五年の碑、松岸字道中田に万延元年の碑、字高田に文久元年の碑、下堀字中川に慶応元年の碑、雀林字三番山



飯豊山参詣者一行の墨書(普門寺)



飯豊山石塔(安田)

下に昭和八年の碑、八木沢字谷地に昭和十一年の碑がある。

2 湯殿山参詣

湯殿山は、月山（標高一、九八〇m）・羽黒山（標高四一九m）とともに出羽三山を構成する標高一、五〇四mの山である。三山信仰の一山で、奥の院とされる。湯殿山が三山信仰の一つに加えられるのは、室町時代末頃とされ、それまでは、山形県寒河江市の葉山であった。

湯殿山信仰は、一五世紀の初め頃から盛んになり、三山参詣・三山信仰は、湯殿山参詣の名をもつて行われる程であつた。なお、湯殿山の御神体は、湯の湧き出る巨大な赤褐色の露岩である。

会津の湯殿山参詣が江戸中期以前から盛んに行われていたことは、貞享二年（一六八五）の「風俗帳」によつてわかる。例えば、大沼郡高田組二十二ヶ村の「地下萬定書上帳」、会津長江庄の「郷村地方内定風俗帳」、伊南古町組の「会津郡郷村之品々書上ケ申帳」、「猪苗代川東組萬風俗改帳」、「中荒井與三十二箇村風俗帳」、大町（若松）の「町風俗習」等である。

このうち高田組の「地下萬定書上帳」には次のようにある。

一 湯殿山行例は、祈祷の沙門か一世行人をやとい、住連祓を請、行中日数八日、十八日、廿八日、四十八日、毎日數度の垢離を取、別火を以自身ニ飯を拵喰す、但別火上下の初尾九十六文先達方へ遣す（以下略）。

貞享当時の湯殿山参詣は、祈祷を行つてゐる僧侶（多くは、真言・天台など密教系の僧であつたろう）か、湯殿山の一世行人（一世別行人）を頼み、注連祓をしてもらつていた。注連祓というのは、注連縄を張り廻らして行う祓祈禱。行の日数は八日、一八日、二八日、四八日等があり、そのグループで異つたものと思われる。行は「別火」とあるので行屋（堂や神社等で行つことが多い）で行われた。「別火」というのは、日常生活で使う竈や火とは別

な竈や火を使うことである。「自身ニ飯を拵喰す」とあるように、行を行つ仲間達で食事の用意をし食べたという意味である。一日に数回は水垢離を取つたらしい。湯殿山へ引率する先達へは、九六文の初尾を出したらしい。

会津高田町からの湯殿山参詣を、参詣者達が建てた供養碑銘にみると表9のようになる。

これらの碑銘の中には、「講中二捨七人」、「三十□人講中」、「上町講中」、

「全村講中」、「上町講中十八人」等とあり、講組織のあつたことがわかる。

その講仲間も、全村に及ぶ所や、三〇人を越える所もある等、信仰の篤い地域もあつた。龍興寺北の「湯殿山百度供養」の碑は、法印法泉院個人による建立であろう。参詣百度という回数は、法泉院という宗教者（修驗であろう）の行いからみて、修行の参詣であつたろう。

会津高田町における湯殿山参詣の供養碑建立の風は、寛政頃から始まつたらしいこともわかる。

なお、雀林法用寺本堂には、参詣者が書いた夥しい墨書銘があり、この中に湯殿山参詣者の参詣年月日と参詣の人名がみられる。また、三重塔内にも「湯殿山 村松久五郎 佐々木利平 同行一人 七月五日」、「湯殿山 村松岩吉 佐々木利平」と参詣を記録した墨書がみられる。



湯殿山石塔(法幢寺)

表9 会津高田町内の湯殿山供養碑

碑 名	所 在 地	建 立 年 月	備	考 (建立者等)
湯殿山供養	字法幢寺北	寛政七乙卯年十月吉日	坂内□志郎・丹藤兵助・前田□兵□ 講中二拾七人	右ばんげ・左やないづ道
湯殿山百度供養	字龍興寺北	文化九年壬申年十月吉日		
湯殿山	大字富川字上中川	文化十四丁丑年四月吉日		
湯殿山	字文珠西	文化十七年六月吉日	三拾□人講中	
湯殿山	大字松岸字道中田	文化十三丙子年		
湯殿山	字文珠西	文政四辛巳年正月吉日	上町講中	
湯殿山	大字勝原字竹原	文政七甲申年八月吉祥日	世話人尾崎喜左エ門・上野太左エ門・前田佐五エ門 全村講中	
湯殿山	大字永井野字上町	文政八年乙酉八月吉日	講中	
湯殿山	大字寺崎字地藏免	文政九年戊午年十月吉日		
湯殿山	大字下堀字中川	文政十二年丑年五月吉日	施主講中	
湯殿山	大字安田	天保四乙年七月吉日		
湯殿山	大字橋丸字田中	天保六乙未年八月吉日	小林常太郎・同□吉	
湯殿山	大字館南	天保七丙申三月吉日		
湯殿山	大字橋爪	天保八丁酉歳七月十日		
湯殿山	大字藤家館字領家	天保十已亥年七月大吉祥日		
湯殿山	大字文珠西	天保十三年	世話人	
湯殿山	大字松沢字	天保十四葵卯年八月吉日	上町講中	
湯殿山	大字荻窪字清水尻	天保十四年		
湯殿山	大字上戸原字上戸原	天保十五年辰年八月		
湯殿山	字佐布川	天保十五辰年		

碑 名	所 在 地	建 立 年 月	備	考 (建立者等)
湯殿山	大字八木沢字太子堂	弘化二年乙巳十月吉日	南分連中	
湯殿山	大字永井野上町	弘化四未年五月吉日		
湯殿山	大字藤家館字沖ノ館	嘉永四亥年十月		
湯殿山	大字御藏南	嘉永五壬子年三月吉日		
湯殿山	大字杉屋字村廻	安政二乙卯年		
湯殿山	大字藤家館字藤田	安政四丁巳		
湯殿山	大字下堀字新堀	安政五戊午年八月		
湯殿山	大字高田	安政六己未年八月八日		
湯殿山	大字雀林字三番山下	万延元庚申年五月大吉日	施主 山城屋吉蔵	
湯殿山	大字文珠西	文久元辛酉四月八日	大工願主 吉河幸八 謹建立之	
湯殿山	大字富川字富岡	元治元甲子年八月八日		
湯殿山	大字八木沢字谷地	文久二酉年八月八日		
湯殿山	大字杉屋字芦窪	慶應元乙丑年八月吉日		
湯殿山	大字八木沢字中川	慶應三丁卯年		
湯殿山	大字八木沢字大門	明治廿有四年辛卯八月八日	北分連中	
湯殿山	大字雀林字二番山下			

3 白湯山参詣

会津高田町字安田の天台宗普門寺には、社寺参詣の行人達一行が記した形見書（墨書）が沢山みられる。その多くは、湯殿山参詣に関するもので飯豊山参詣がこれに次ぐが、中に「白湯山」と記すものがあつた。

白湯山というのは、栃木県の那須山茶臼岳西側の湯の流れている地をいう。この地への参詣は、黒羽・大田原他柄

木県側の他、福島県からの参詣もあつた。本県では、白河市・西郷村・大信村等県南地域の他、岩瀬村でも確認される。会津では、田島町や下郷町等南会津にみられるが、会津高田町域でも、白湯山参詣があつたらしい。

4 三十三観音巡礼

三十三の観音を巡る風習は、平安時代、まず西国にはじまり（西国三十三観音）、次いで鎌倉時代には、東国（三十三観音巡り）が行われていたようである。奥羽地方に三十三観音札所が設けられる（必ずしも一定ではなく、時代によりかわっている）のは、室町時代で、福島県中通りの仙道三十三観音が最も古い。明応七年（一四九八）に三十三観音巡礼を三十三度果した記念の納札が、船引町の堂山王子神社に残されているが、十五世紀の後半には仙道三十三観音の巡礼所は成立していたであろう。

会津では、会津三十三観音と御蔵入三十三観音が、広域に及んでいる代表的な三十三観音である。

会津高田町には、この会津三十三観音と御蔵入三十三観音の札所がある。

また、これは極めて不思議なことであるが、富岡の観音と西国三十三観音のうち、三十三番谷汲山華嚴寺の観音とのつながりが、縁起・伝承の中で語られていることである。このなぞ解きは大きな課題である。

会津三十三観音　会津三十三観音の札所は、寛文五年（一六六五）の『会津寺院縁起』や、貞享二年（一六八五）の『中荒井與二十二箇村風俗帳』等に出てくるので、寛文五年以前の成立であることは間違いない。中通りでは、仙道三十三観音が十五世紀後半には成立しており、浜通りでは岩城三十三観音が、永正十五年（一五二八）頃に成立しているので、恐らく会津の巡礼所も近世以前には成立していたのではないかと思われる。これに

関連して、最近福生寺観音堂から発見された文安三年（一四四六）銘の札（『会津高田町文化財調査報告書』第十四集「福生寺観音堂遺跡」）は、注目されるところである。銘文は次のようにある。

文安三年八月

巡礼聖奥州黒川八角

智泉

銘文中の「黒川八角」は、若松の八角神社、智泉は同社に關係する社僧であろう。

この銘文からは、三十三観音のを巡礼した時の札とは断定できないのであるが、福生寺の觀音が、三十三観音の札所であることからすれば、三十三観音巡礼中の納札とすることもできよう。文安三年という年代も、中通りで既に明応七年（一四九八）に三十三度も巡礼している例がある。

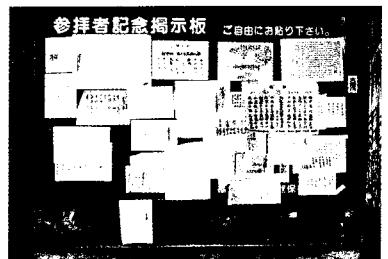
さて、会津三十三観音は、江戸時代に「会津巡礼」又は「郷村巡礼」等といわれていたが、その札所を『会津鑑』で拾うと表10のようである。これをみると、会津三十三観音札所の範囲は、耶麻郡、河沼郡、会津郡、大沼郡に及んでいる。現在の町村でみると、耶麻郡は、塩川町・喜多方市・熱塩加納村、河沼郡は、湯川村・会津坂下町、会津郡は、北会津郡北会津村・会津若松市・大沼郡は、会津本郷町・会津高田町・新鶴村等である。

会津高田町では、二十五番札所領家の常楽寺観音、二十六番富岡の福生寺観音、二十七番大岩の延命寺観音、二十八番高田の天王寺観音、二十九番雀林の法用寺観音等がある。なお、現在番外として龍興寺の浮見観音堂がある。

会津三十三観音は、番外も含め、今日なお参詣者が絶えず、木や紙の納札が多くみられる。二十五番領家観音堂に貼られた納札には、柳津町の八人、猪苗代町四人、会津若松市九人、喜多方市一人、熱塩加納村若宮観音参り一行一

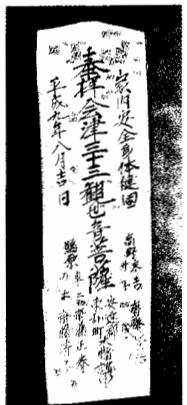


白湯山参詣者
墨書



納札(福生寺)

三人、喜多方会津三十三観音講中一二人等の他、平成十三年の参詣者として河東町四人、会津坂下町五人、伊達郡桑折町（上郡常西寺観音講中）三七名等の札もみられる。札中には、「為現当一世安樂」と参詣の目的を記すものもある。



納札(龍興寺)

表10 『会・監』所載の会津三十三観音巡礼札所

番号	郡村名	寺院名
1番	耶麻郡大木村	淨安寺
2番	同郡 松野	千光寺
3番	同郡 綾金	金泉寺
4番	同郡 高芦	徳性寺
5番	同郡 热塙	示現寺
6番	同郡 上勝	勝福寺
7番	同郡 熊倉	光明寺
8番	同郡 竹屋	觀音寺
9番	同郡 下遠田	大光寺
10番	河沼郡勝常	勝常寺
11番	同郡 塚原	満藏寺
12番	会津郡田村山	法田寺
13番	同郡 鎮村	觀音寺
14番	同郡 下荒井	蓮華寺
15番	同郡 高瀬	福昌寺
16番	同郡 平沢	国照院
17番	同郡 中明	密藏寺
18番	同郡 瀧沢	瀧沢寺
19番	同郡 石塚	蓮台寺
20番	同郡 御山	照谷寺
21番	大沼郡大石端村	大門觀音寺
22番	同郡 橋爪	自徳寺
23番	同郡 大八郷	高倉寺
24番	同郡 関山	無寺院
25番	同郡 領家	常樂寺
26番	同郡 富岡	徳(ママ福か)勝寺
27番	同郡 大岩	延命寺
28番	同郡 高田	天王寺
29番	同郡 雀林	法用寺
30番	同郡 根岸中田	弘安寺
31番	河沼郡塔寺	惠隆寺
32番	同郡 青津	淨泉寺
33番	同郡 御池	慈眼庵

「御藏入」というのは幕府領域をいい、会津高田町の一部はこの御藏入領になっていた。このため御藏入領三十三観音の札所があるのである。御藏入三十三観音の札所を記した摺札によると、その札所は表11のごとくで、南会津郡の只見町、南郷村、伊南村、館岩村、田島町、下郷町、大沼郡の昭和村、会津高田町の範囲に及ぶ。会津高田町では、尾崎の観音村が第八番、永井野の長福寺観音が第九番である。

御藏入三十三観音札所の成立は、「奥州会津郡御料三十三巡礼の由緒」(「南郷村郷土誌資料」7)によると、元禄十一年(一六九八)に和泉田(南郷村)の仲山玄智と五十嵐氏の企てに、伊南・伊北の人々が賛同してできた。

表11 御藏入三十三観音札所

札所番号	所在地	寺堂名
第1番	只見町梁取	成法寺
第2番	〃 塩ノ岐	八乙女堂
第3番	〃 小林	新福寺
第4番	〃 黒谷	瀧泉寺
第5番	〃 樋戸	樋戸堂
第6番	〃 布沢	浮島堂
第7番	昭和村佐倉	觀音寺
第8番	会津高田町尾岐	觀音堂
第9番	〃 永井野	長福寺
第10番	下郷町小野	觀音堂
第11番	〃 中妻	中之沢堂
第12番	〃 塩生	長福寺
第13番	〃 南倉沢	嶽ノ堂
第14番	田島町田島	薬師寺
第15番	〃 "	徳昌寺
第16番	〃 "	慈恩寺
第17番	〃 高野	觀音堂
第18番	〃 金井沢	觀音堂
第19番	〃 静川	南泉寺
第20番	〃 川島	岩戸堂
第21番	〃 糸沢	龍福寺
第22番	館岩村塩ノ原	泉光寺
第23番	伊南村小塩	觀音堂
第24番	〃 古町	栄耀堂(善導寺)
第25番	〃 古町	照国寺
第26番	〃 青柳	青柳堂
第27番	南郷村大橋	清水堂
第28番	〃 山口	山崎堂(立照寺)
第29番	〃 鵜巣	松誉堂
第30番	〃 小野島	岩戸堂
第31番	〃 富山	富山堂(不動寺)
第32番	〃 下山	觀音寺
第33番	〃 和泉田	泉光堂

富岡観音と会津二十三觀音第一十六番札所、富岡の觀音(福生寺)堂前に次のような銘をもつ碑がある。
谷汲山華嚴寺(前銘)

一千年供養

尊容願主大領法師塔

姓大口 六ヶ国長者

(右銘)

谷汲奥之院大光明 南無阿弥陀佛

干時寛政五発丑年三月十七日

(左銘)

会津二十六番巡礼札所與西国三十三番

谷汲山觀世音菩薩一軀分身之尊像也

右銘文には、いくつか研究を要する部分があるが、注目されるのは、会津二十六番札所、すなわち、富岡の觀音は、西國三十三番谷汲山華嚴寺の觀音の分身像で、富岡(の觀音)は、谷汲山の奥之院と記していることである。このことについて、実は、華嚴寺の「日本國東山道美濃州大野郡谷汲山華嚴寺古今記」(「谷汲山根元由来起」)に

「昔大口ノ大領、本尊頂上ノ十面ヲ取テ下ニ奥州一、奉レ安置ニ置会津郡黒河郷富岡村妙福寺一二」

とあり、華嚴寺側で伝えられてきた話でもあった。

黒河の妙福寺という寺については、「新風土記」富岡村觀音堂の項に収載された旧蔵の鰐口銘に次のようにみられる。

「奥州会津大沼郡富岡村妙福寺觀世音御宝前鰐口 応永三十三年内午夏願主本願聖人重範、光成、別当舜成」

この銘文によれば、妙福寺という寺が、応永三十三年頃に存在していたことになる。

なお、福生寺については、同じく「新風土記」に、「昔妙福寺という別當あり、久しく廢せしに因り、慶長十年舜亮という僧、當寺を建立し、日用山福生寺と号し別當職をつぐと云」とある。

西國三十三觀音への巡礼 会津高田町域から西国三十三觀音へ巡礼していたことは「風俗古例帳」に、

一 伊勢參宮の者、直に熊野參詣するもの有、おひすりと云神明はおりのことくにし、背中に西國巡礼と其所家名を書記し、三拾三所の觀音江納の札を調、札にも其住所家名を記す(以下略)。

とあり、貞享中には、伊勢・熊野から西国三十三觀音巡礼に出ていたことがわかる。会津高田町には、この貞享二年の記録より古く、確かな記録がある。寛文五年(一六六五)の「西國巡礼道中覺書」(国分家文書)で、巡礼者は国分宇兵衛という人物である。宇兵衛の出立は、夏五月十八日、柳津—上野尻—津川から日本海側へ抜け、福井から近江へ入り、伊勢に至っている。伊勢着は六月七日、外宮・内宮参詣後熊野に向い、十四日に新宮着、那智の西国第一番参詣をこの日果した。十五日は本宮、十六日は湯峯、十九日に紀三井寺二番札所を参詣している。以下西國巡礼札所の順番に参詣を続け、三十三番谷汲山に至ったのは七月十一日である。さらに、岐阜・名古屋・浜松・沼津・小田原と下り、品川着は二十一日、今市から中三依・糸沢を経て帰郷したのは七月二八日であった。

冬木沢参り 会津の人々が八葉寺阿弥陀堂(河東町広野・冬木沢)へ分骨納骨する風習は、阿弥陀堂(八葉寺阿弥陀堂参り)に納められてきた夥しい納骨器(現在約一万七千基、その殆んどは五輪塔)の中に文禄四年(一五九三)の年号を記すものがあり、この頃には行われていたらしい。会津高田地域からも納骨され、また死者供養のための参詣のあつたことは、貞享二年(一六八五)の「風俗古例帳」に、去年七月以後から、今年七月以前の間に死別にあつた者は、(七月)一日から十一日まで、冬木沢村八葉寺へ参り香・花を供えて死者靈をとむらうとあ



大口大領供養碑

ることによつてわかる。

納骨器には、全納骨器の〇・〇一%程度に地名を記すものがあり、そのうち、約七割に年号が記されている。年号のある納骨器のうち江戸時代の年号をもつものは、二〇基程で、他は明治以降のものである。納骨器には、年号や地名他記銘していないのが通例であったことと、年号や地名の記入は、明治以後に多いことがわかる。この記銘の中に、いつ、どこから納骨されたのかわかるものがある。それによると、大沼郡下では、寛永十二年（一六三五）の五輪塔に「大沼郡圍【?】田村、元治元年（一八六四）」のものに、宮下村、三更村とある。明治以降の年号をもつものでは、宮下村・西潟（方）・沼沢・原野村・大谷村・二谷村・原谷村・滝谷村・川西村・本郷町、会津高田町等がみられる。これらは、銘文を記したほんのわずかな例からわざることであるが、無記名の多くの納骨器の中には、大沼郡下から納められたものが相当数あろう。死後、八葉寺阿弥陀堂へ分骨納骨する風習は、江戸初期から、今日まで当郡下にずっと継続されてきたとみてよいであろう。昭和三十三年に行つた民俗調査の報告（調査対象地藤川村）では、七月から九月の行事中に、「泣きの朔」として、「仏の月に入るので、この日は耶麻郡冬木沢の寺に供養のために参詣する」と記されている。前述した貞享二年の風俗古例帳にもあるとおり、冬木沢阿弥陀堂への参詣は、七月一日からであった。昭和五十三年に実施された「民俗文化財分布調査票」（調査対象地雀林）では、八月一日の行事として、はじめてできた個人の供養のために、近親と子供が冬木沢の阿弥陀堂へ参詣に行くと記されている。この頃の冬木沢参りは、その後の八月一日からとなつていた。

【藤田定興】

第七章 民俗芸能

るには、言語の統一は不可欠であつたろう。昭和三十年から高度経済成長を支えた、集団就職のことばがクローズアップされた。教え子たちも、都会から悲痛なメッセージを送つてよこした。

「先生、標準語習わなかつたから、みんなに笑われている」

というのである。方言の大切さより、生活の重要性を訴えられた。

国語教育の中で、共通語の必要性を認識して、おくればせながらその任にあたつた。しかしこれは結果として失敗におわつた。幼児期より会津弁という言語環境で育つた子供たちが持つアクセントの問題であつた。指導者を含めて、会津に住む者すべての宿命的な弱点であつた。それが崩壊アクセント（型が曖昧化現象を経て型知覚を失つたもの）で無アクセント又は崩壊アクセントといった。東北地方と関東圏に挟まつた、宮城・福島・山形・茨城・栃木・群馬などの県に住む人はこの中に入る。これは厳密に言うと異論が出てきそうだが、比較的このアクセントの出来にくい圏としておこう。わが会津高田町もこの中にとつぱりとつかつた町である。橋と箸、雨と飴、柿と牡蠣、花と鼻（以下名詞）、巻くと時く、折ると織る、振ると降る、咲くと裂く（以下動詞）、熱いと暑い（形容詞）、区別できない言葉が続く…。

そしてズーズー弁と言われる「一つがな方言」ヴィ (dui) またはヅウ (dzui) になつてしまつた。年輩の方の挨拶など「教育えんかいでは…」と「い」と「え」の区別が付けられない人が多かつた。これなどは発音とは別に区別することができたが、一般的にはこうした言語表現がとおつていた。

共通語で話せるという教育は徹底せず、暗礁にのりあげてしまつた。現在もこの問題は解決されないで残つてゐる。会津に住む人々の宿命であれば、開き直つて方言は文化であると胸をはろう。

【佐藤雅通】

参考・引用文献一覧

古事記	文	献	名	編	著者名	発行所	発行年
神話伝説辞典							
訂中世歌謡集							
新編会津風土記							
会津風土記・風俗帳 卷二 貞享風俗帳				朝倉治彦他	浅野建二校注	岩波書店	昭和四九年
会津風土記・風俗帳 卷二 文化風俗帳				庄司吉之助	雄山閣	東京堂出版	昭和四二年
会津民謡集				庄司吉之助	歴史春秋社	朝日新聞社	昭和四八年
会津民謡集				会津民謡会	歴史春秋社	雄山閣	昭和四五年
会津若松市文化財調査報告書第八号「民俗調査報告書(町方編)」				会津民謡会	昭和五四年	昭和五五年	昭和五五年
会津県民謡全集				会津民謡会	昭和五五年	昭和五五年	昭和五五年
ふくしまの祭りと民俗芸能				会津民謡会	大正一三年	大正一三年	大正一三年
福島の民謡とわらべ歌				会津民謡会	昭和二八年	昭和二八年	昭和二八年
福島県立博物館企画展「玉堂と春琴・秋琴—浦上玉堂父子の芸術」所収「会津における浦上玉堂父子の芸能再興」				会津民謡会	昭和五七年	昭和五七年	昭和五七年
福島県立博物館調査報告第25集「近世の農業技術と民俗」所収「早乙女踊の成立と伝播」				懸田弘訓	高島書房出版部	岩瀬書店	昭和一三年
国語学研究辞典				懸田弘訓	歴史春秋社	福島県立博物館	平成六年
国語概説				佐藤喜代治編	佐藤喜代治編	福島県立博物館	平成六年
国語要説				佐伯哲夫・西田直敏共著	池上秋彦・林巨樹	佐伯哲夫・西田直敏共著	昭和四八年
国語史概説				湯沢幸吉郎	山内洋一郎編	佐伯哲夫・西田直敏共著	東條操
方言と方言学							東條操
日本方言学							東條操編

		文 獻 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
愛知県の方言			芥子川律治		
東尾崎地区の民俗			佐治 靖		
会津水井野の民俗			牧野真一		
民俗資料緊急調査報告書			山本 明		
尾崎地区における正月行事の特色			岩崎敏夫		
ふくしまの年中行事					
日本の民俗・福島					
民俗民芸双書「民俗の辞典」					
福島の年中行事					
雷神信仰と「山遊び」					
日本農書全集⑯『会津農書』現代語訳					
新宮川ダム水没地区松坂（谷ヶ地）民俗調査報告書					
会津高田町誌					
大沼郡誌		谷口 貢			
会津高田民家の概観					
日本昔話大成					
日本伝説名彙					
法用寺の歴史と地域文化I					
ふるさと尾崎					
西会津地方の民俗					
福島県山都町史資料集 第九集飯豊山信仰					
会津高田町文化財調査報告書第十四集福生寺観音堂遺跡					
南郷村郷土誌資料					

方言 覚書	文 獻 名	編 著 者 名	発 行 所	発 行 年
蝸牛考				
日本の方言学				
方言風土記・日本語をあるく				
方言教語法の研究法				
方言の文法				
方言と標準語—日本方言学概説				
新しい方言研究				
会津方言辞典				
福島県の方言辞典				
日本の方言区画				
方言学				
日本方言の記述的研究				
会津方言集				
会津の方言				
会津両沼方言訛語考				
仙台方言集				
島県の方言（講座方言学・北海道・東北地方の方言）				
方言区画（国語）第三巻第一号				
方言の区画（国語国文）昭和三三年二月号				
方言区画（シンボジウム日本語⑤日本語の方言）				
方言区画論（講座方言学2方言研究法）				
私の方言区画論（日本の方言区画）				
金田一春彦	日本方言研究会			

町史編纂委員会

会長 渡部 英敏 町議長
副会長 川島 俊英 議會議長
委員 藤島 初男 教育委員会委員長
同 村岡 幸男 育長
同 山崎 一昌 課長
同 伊東 實 助役
同 三星 和夫
同 金田 實
同 小山 清市
同 佐藤 重吉
同 大竹 亮作
同 五十嵐 勇作
同 伊藤 豊松
同 学識経験者

故 佐藤 常雄 佐藤 チイ
故 長嶺 満 白岩 ナカ
故 長嶺 シメヨ
故 長嶺 満

神奈川県松田町

北村 美希子

福島県会津若松建設事務所

北村 美希子

町史編纂専門委員

委員長 伊東 實 文化財保護審議会会长

副委員長 金田 實 文化財保護審議会委員

委員 小山 清市 文化財保護審議会委員

同 佐藤 重吉 文化財保護審議会委員

同 大竹 亮作 文化財保護審議会委員

同 児島 富雄 文化財保護審議会委員

同 前田 新 文化財保護審議会委員

同 村野井 幸雄 文化財保護審議会委員

同 五十嵐 勇作 文化財保護審議会委員

同 前田 新 文化財保護審議会委員

同 伊藤 豊松 文化財保護審議会委員

同 若林 繁 文化財保護審議会委員

中村 五郎 文化財保護審議会委員

本巻執筆担当者

会津高田町 伊東 實 前田 新

会津若松市 小山清市

会津若松市 鶯山義雄

河東町 佐藤雅道

郡山市 野沢謙治

二本松市 懸田弘訓

福島市 村川友彦

相馬市 岩崎真幸

宮城県蔵王町 藤田定興

神奈川県松田町 北村厚子

編纂事務局

生涯学習課 小林 悟 課長

安藤 炳雄 課長補佐

杉原 忠志 町史編纂係長

会津高田町史 第六卷
民 俗 各論編Ⅱ

発行日 平成十四年六月三十日

発行者 会津高田町

福島県大沼郡会津高田町字宮北三一六三
編集者

会津高田町史編纂委員会

(平成十四年六月三十日
福島県大沼郡会津高田町字高田甲二九〇七
(中央公民館内)
電話番号 ○二四二一(五四)一三三六八

印 刷 所 北斗印刷株式会社

(平成十五年六月一日
福島県会津若松市町北町大字始字深町六七一一
電話番号 ○二四二一(三三)一三三六六
